

令和5年度中小企業等産業公害防止対策調査事業

(土壌汚染対策法の運用上の課題に係る調査)

業務報告書

令和6年3月

 八千代エンジニアリング株式会社

目 次

	頁
I. 目的	1
II. 事業内容及び方法	1
1. 臨海部特例区域の活用に向けた提言案の検討	1
2. 地歴調査に関する課題解決の方向性の検討	2
3. 融資制度に関する調査	2
4. セミナーの企画・運営・開催	2
5. 検討会の開催	2
III. 臨海部特例区域の活用に向けた提言案の検討	3
1. 法制度の概要	3
2. 臨海部特例区域の指定の状況	6
3. 検討会における指摘事項	7
3.1 令和4年度までの検討結果	7
3.2 令和5年度検討会における審議内容	8
3.3 検討結果	9
IV. 地歴調査に関する課題解決の方向性の検討結果	11
1. 法制度の概要	11
2. 検討会における指摘事項	15
2.1 令和4年度までの検討結果	15
2.2 令和5年度検討会における指摘事項	16
2.3 検討結果	19
V. 融資制度に関する調査結果	22
1. 現状課題と実施方針（対応方針）	22
2. 土壤汚染対策基金の概要及び課題点	22
2.1 助成交付金の概要	22
2.2 助成金交付条件	23
2.3 助成交付金の実績	25
2.4 課題点	25
3. 地方自治体における融資・助成制度	26
3.1 地方自治体の融資制度の現状（融資制度を有する自治体）	26
3.2 融資実績の現状	27
3.3 自治体の融資制度の整理結果	29

4.	全国石油商業組合連合会による支援事業	33
5.	株式会社日本金融公庫による民間融資	34
VI.	普及啓発活動	35
1.	セミナーの企画及び目的	35
2.	セミナー運営上の留意点	35
3.	セミナー開催の概要	35
4.	セミナー（講演）の内容	36
5.	セミナー企画のスケジュールについて	37
6.	セミナー広報について	37
7.	講演動画視聴状況及びアンケート結果について	39
7.1	講演動画視聴状況について	39
7.2	講演動画のアンケート結果	40
VII.	検討会の実施	41
1.	検討会の開催	41
1.1	第1回検討会 開催概要	42
1.2	第2回検討会 開催概要	42
1.3	第3回検討会 開催概要	43
2.	検討会の内容	43
2.1	臨海部特例区域の活用に向けた提言案の検討	43
2.2	地歴調査に関する課題解決の方向性の検討	47
2.3	その他検討が必要と考えられる課題点	49
VIII.	まとめ	55
1.	臨海部特例区域の活用に向けた提言案	55
2.	地歴調査に関する課題解決の方向性の検討結果	56
3.	融資制度に関する調査結果	56
4.	普及啓発活動	57
5.	その他検討が必要と考えられる課題点	57

添付資料_セミナー動画のアンケート結果

I. 目的

土壌汚染対策法（以下、“土対法”という）は、平成14年に公布（平成14年5月29日法律第53号）され、平成21年4月の第一次改正の後、施行状況を踏まえた見直しが行われ、平成29年5月に第二次改正法が公布された（平成29年5月公布、平成31年4月全面施行）。また、施行に合わせて土壌汚染対策法ガイドライン（4編構成）が平成31年3月に発行されている。このうち、調査対策に関わるガイドライン（土壌汚染対策法ガイドライン第1編：土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（以下、“調査・措置ガイドライン”という）は、改訂第3版が平成31年3月に、令和4年8月31日には改定第3.1版が発行され、現在に至っている。

土対法は、度重なる改訂などのため、制度の理解が進んでいない現状がある。平成31年に施行された改正法では、土壌汚染状況調査の契機拡大などの規制強化と、臨海部の工業専用地域など一定の要件を満たす区域での特例制度や自然由来等土壌利用施設の創設などリスクに応じた規制合理化（緩和）の両面がある。

本年度は、過年度の土対法に関する調査において、現行法の臨海部特例区域は土地所有者にとってメリットがない、という産業界側の認識が浮き彫りになったため、臨海部特例区域の活用に向けたあるべき姿を事業者等からの意見を集約し、次期土対法改正に向けた提言をまとめることを目的とした。また、同調査では、どの程度の地歴調査が必要なのか一定の調査目安を望む声が挙がったことから課題解決の指針となる方向性をとりまとめる。

さらに、土壌汚染対策に係る融資制度の活用を促すため、昨年度に引き続き全国の土壌汚染対策に係る自治体の融資制度調査を実施する。また、今後、事業の承継・廃業や土地の売買等により、土壌汚染対策が必要になる可能性のある中小事業者に対して操業中からの土壌汚染対策が重要であることを認識してもらうためのオンライン・セミナーを実施する。

以上の調査を実施し、今後の土対法の改正を見据えた提言の方向性をまとめるとともに、我が国の事業者の土壌汚染対策の取り組みを進めることを目的とする。

II. 事業内容及び方法

1. 臨海部特例区域の活用に向けた提言案の検討

過年度調査において、“現行法の臨海部特例区域は土地所有者にとってメリットがないので利用されていない”という産業界側の指摘があった。利用されない理由としては、①人為等由来による汚染が対象外で利用しにくい、②広域（地域）での利用が想定されていない、等が挙げられている。さらに、こうした課題が解決されたとしても、企業は現行法の臨海部特例区域制度は利用しないと思われ、現行制度をベースにした改善提案は特になく、との意見もあった。こうした現状を踏まえ、本年度は臨海部特例区域の活用に向けた事業者等からの意見を集約し、次期土対法改正に向けた提言をまとめた。

2. 地歴調査に関する課題解決の方向性の検討

令和4年度に実施した土対法に関する事業者 Web ヒアリングでは、地歴調査に関して主に以下のような意見が挙げられた。

- ・ 土地利用状況調査は、法制定前の所有者による汚染の可能性等の調査が困難（戦前情報の調査に関する記載もあり）。また、どの程度の調査が必要なのか、目安が欲しい。
- ・ 有害物質の使用の有無や使用状況の詳細は、土地所有者の変遷により調べるのが難しい。
- ・ 対象物質や調査範囲を絞り込むには、地歴調査に膨大な時間と費用がかかる。また過去の資料調査には限界がある。
- ・ 履歴不明の場合、安全側の立場に立つと調査範囲が膨大になる。一方で、確実に使用履歴が判明したものだけを対象とすると、記録を残していない方が調査を実施しなくてよい項目が増えるといった状況が発生している。

本事業では、地歴調査に関するこうした問題点について検討会で議論し、解決に向けた方向性をとりまとめた。

3. 融資制度に関する調査

中小事業者においては、資金不足により、土壌汚染対策が先送りされている場合がある。融資・助成制度等の充実・活用の検討のため、県などに融資制度に関するアンケート調査を実施し、その結果をとりまとめた。調査結果は検討会及び普及啓発活動のセミナーにて報告した。

4. セミナーの企画・運営・開催

土壌汚染対策の認知拡大のため、主に中小事業者を対象とした土対法に関わる事業の継承、土地の売買・相続にかかる法制度、土壌汚染対策と汚染地の活用事例等を紹介するセミナーを開催した。より多くの事業者に視聴機会を提供するため、オンデマンド配信による開催とした。広報用チラシを作成し、約20の業界団体に広報を依頼したほか、製造業関連企業約2万社に対しダイレクトメールで案内を送付した。

5. 検討会の開催

現行土対法の運用状況について、文献調査及び業界団体へのヒアリング等により情報を収集、事業者等側から見た課題を整理し、解決に向けた方向性について議論するため、土壌汚染対策の専門家、事業者及び地方自治体等7名の委員により構成した「土壌汚染対策等検討会」を設置した。開催方式は、対面とオンラインを併用したハイブリッド形式とし、計3回開催した。

Ⅲ. 臨海部特例区域の活用に向けた提言案の検討

1. 法制度の概要

臨海部特例区域は、土対法第二次改正(平成31年4月1日施行)で創設されたもので、法第12条(形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令)の第1項第1号:「土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針」を申請、受理された区域が該当する。これに該当した場合、法第12条で定めている形質変更に関する都度の事前届出が免除され、年1回の事後届出が認められる。

なお、「臨海部特例区域」の用語自体は、法令では施行規則第58条(台帳)において、2カ所に記述があるのみとなっている。

法 第12条:形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出及び計画変更命令

形質変更時要届出区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、当該土地の形質の変更に着手する日の14日前までに、環境省令で定めるところにより、当該土地の形質の変更の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

- 1 土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針(環境省令で定めるところにより、環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事の確認を受けたものに限る。)に基づく次のいずれにも該当する土地の形質の変更

……………省略

施行規則 第49条の2:施行管理方針の確認の申請

- 1 法第12条第1項第1号の確認を受けようとする土地の所有者等は、次に掲げる事項を記載した様式第16による申請書を提出しなければならない。

……………省略

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図面及び書類を添付しなければならない。

……………省略

【“臨海部特例区域”の用語が使用されている箇所】

施行規則 第58条:台帳

法第15条第1項の台帳は、帳簿及び図面をもって調製するものとする。

……………省略

- 5 要措置区域等に係る第1項の帳簿は、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、要措置区域にあっては様式第22、形質変更時要届出区域にあっては様式第23のとおりとする。

……………省略

- 十三 臨海部特例区域(形質変更時要届出区域であって、法第12条第1項第1号の確認を受けた施行管理方針の確認に係る土地の区域をいう。第7項第5号において同じ。)にあっては、その旨

…………省略

7 要措置区域等に係る第1項の図面は、次のとおりとする。

五 臨海部特例区域にあつては、次に掲げる図面

…………省略

また、施行通知（環水大土発第 1903015 号、平成 31 年 3 月 1 日）第 4（区域の指定等）及び調査・措置ガイドライン（改定第 3.1 版）第 6 章において、臨海部特例区域に関して以下の項目が記述されている。

施行通知（環水大土発第 1903015 号、平成 31 年 3 月 1 日）「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（抜粋）

第 4 区域の指定等

…………省略

2. 形質変更時要届出区域

…………省略

(3) 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令（p. 79～84）

①趣旨

②土地の形質の変更の届出の手續

③事前の届出を要しない土地の形質の変更

ア. 臨海部特例区域における土地の形質の変更

(イ)趣旨

(ロ)臨海部特例区域の土地の要件

(ハ)土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の確認

(ニ)土地の形質の変更に関する事項の事後届出

(ホ)土地の形質の変更の施行及び管理に関する方針の変更等

(ヘ)台帳記載事項

…………省略

第6章 臨海部特例区域

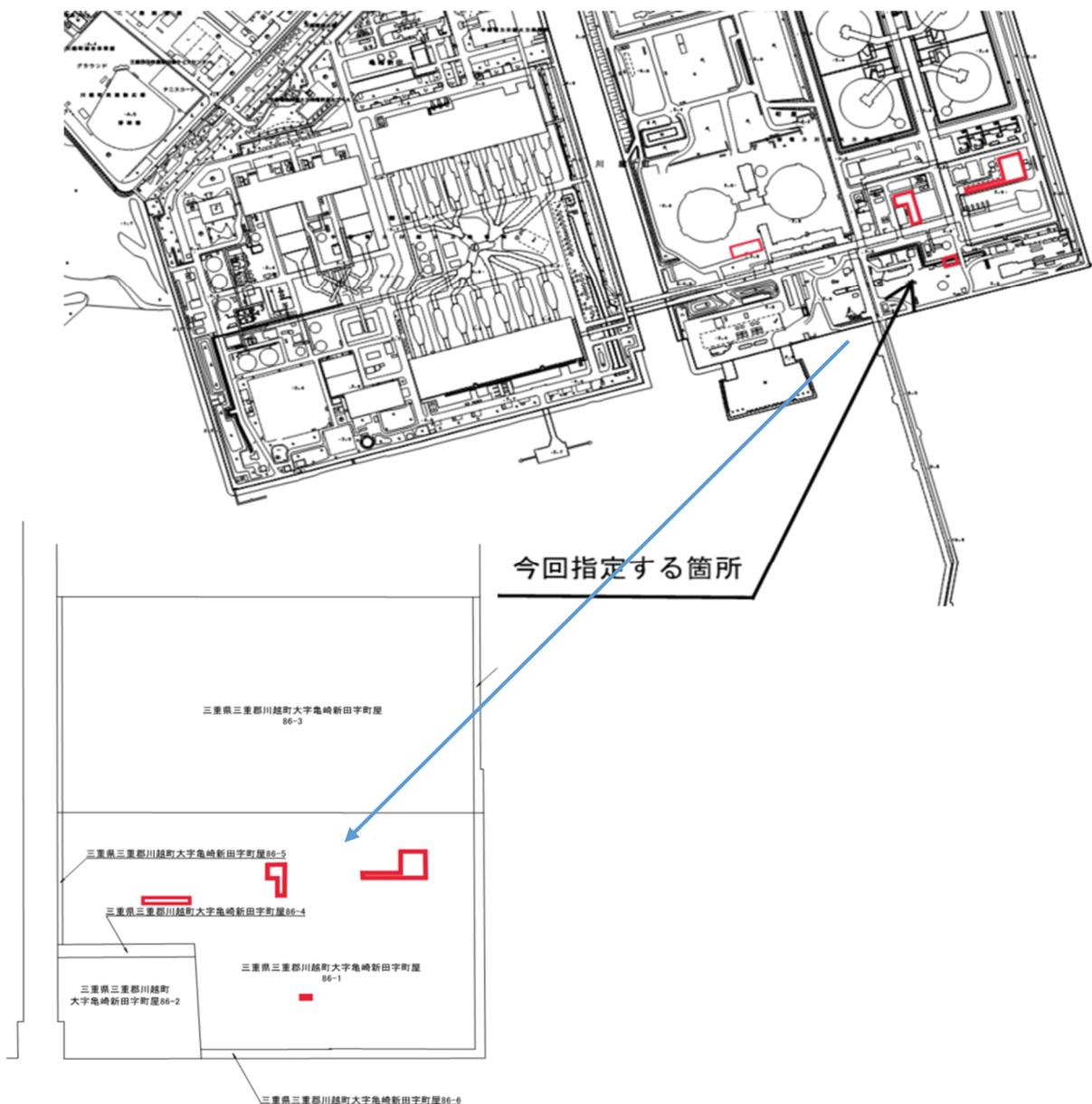
- 6.1 概要
- 6.2 臨海部特例区域の土地の要件
 - 6.2.1 汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するものの要件
 - 6.2.2 人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることの要件
- 6.3 土地の形質の変更の施行管理方針の確認
 - 6.3.1 土地の形質の変更の施行管理方針の確認の申請
 - (1) 施行管理方針の確認申請に至るまでの実施事項
 - (2) 施行管理方針に係る確認申請書
 - 6.3.2 土地の形質の変更の施行管理方針に係る基準
 - (1) 土地の形質の変更の施行に関する方針の基準
 - (2) 土地の形質の変更の管理に関する方針の基準
- 6.4 土地の形質の変更に関する事項の事後届出
 - 6.4.1 施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書
 - 6.4.2 施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書
- 6.5 土地の形質の変更の施行管理方針の変更等
 - 6.5.1 土地の形質の変更の施行管理方針の変更
 - 6.5.2 土地の形質の変更の施行管理方針の廃止
 - 6.5.3 土地の形質の変更の施行管理方針の確認の取消し
- 6.6 台帳記載事項

2. 臨海部特例区域の指定の状況

臨海部特例区域の指定は、令和5年度9月末の時点で下記の1件に留まっている。

- ・ 位置：三重県三重郡川越町大字亀崎新田字町屋 86 番 1 の一部
- ・ 区域指定：令和元年6月28日 指定(指定-10号)
- ・ 区域面積：4,330.00m²
- ・ 指定概要：第14条申請（調査省略）、砒素及びその化合物・ふっ素及びその化合物

(形質変更時要届出区域 [埋立地管理区域])



図Ⅲ. 2-1 臨海部特例区域の指定に係る土地

引用：三重県内における要措置区域等の指定状況
<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12324014759.htm>

3. 検討会における指摘事項

3.1 令和4年度までの検討結果

令和3年度調査事業（土壌汚染対策に係る事業者課題に係る調査等事業）において実施した委員へのヒアリング結果のうち、臨海部特例区域に関する主なコメントを以下に示す。

	産業界から提案していた 臨海部特例区域のイメージ	現行法の臨海部特例区域
該当地域	日本製鉄（千葉）跡地、JFE（川崎）跡地、新日鉄堺跡地、神戸製鋼・神戸製鉄所跡地等の広域な土地を想定 （地域単位、工業団地単位で、土地所有者等が共同で申請するイメージ）	指定実績：三重県の1事例のみ （発電所敷地内の工事予定範囲 4,330 m ² ）
区域指定	なし（特区、法の対象外のイメージ）	形質変更時要届出区域の一部（土壌汚染はあるが、健康被害が生じないと判断された土地）
固定条件	健康被害が生じない土地 （一般の人の立ち入りが制限されていること、周辺に飲用井戸がないこと等）	①自然由来、水面埋立て土砂由来（第二溶出量基準適合）の汚染のみ（人為由来汚染のある土地は不可、ただし人為由来の「汚染のおそれが少ない土地」は可） ②健康被害が生じない土地（工業専用地域等で、地下水流向下流も住居等の建設ができない土地）
区域外への土壌の搬出	地歴調査で汚染のおそれがあると判断される特定有害物質について調査を実施	搬出に着手する14日前までに法第16条の届出（汚染土壌の搬出届）が必要。認定調査は可能（指定の対象となった特定有害物質について調査）

- 産業界が提案した内容や途中の議論と、出来上がった法案の内容が大きく異なり、利用を検討したことはない。
- 臨海部特例区域になることで汚染地とみなされ資産価値が下がることが問題である。
- 日本で土地利用の固定は難しく、事業場ごとに管理する方が現実的である。
（区域内のA工場は有害物質を使っておらず、B工場で多項目・高濃度汚染がある場合、その中で土壌が自由に動く可能性があれば、A工場も「汚染されている」と認識される。全域が他の事業者の汚染を被らなくてはならなくなる。）
- 土壌汚染対策はサイト・地域単位で実施するべきである。
（臨海部の地域全体で価値向上を考えるべきである。そのためには、土壌汚染の対策は企業1社でなく、企業群と自治体が一緒になって、地域固有の土地利用をしなければならない。）

引用：令和3年度中小企業等産業公害防止対策調査事業（土壌汚染対策に係る事業者課題に係る調査等事業）
業務報告書

3.2 令和5年度検討会における審議内容

(1) 臨海部特例区域設置の背景

区域指定された土地のなかには、維持管理等を含めて形質変更を年に数10回から多いところでは100回ほど実施する場合がありますので、都度の届出ではなく、事後にまとめて提出したいという産業界の声を踏まえ、工業地帯等の健康被害のおそれがない土地を活用しやすくするため（新しい建物の建設や掘削工事等を実施しやすくするため）に提案された特区である。元々“工業団地単位で土地所有者等が共同で申請する”ことが想定されていたが、区域内における汚染土壌の移動や、一帯を同レベルの汚染地として指定されることが共同で申請した土地所有者間で許容されるかどうか等の懸念が示されていた。臨海部特例区域の指定は、令和5年度9月末の時点で1件に留まっている。制度設計時の議論では、年間の工事回数が多い、1万平米～100万平米のクラスの土地を対象とすることが想定されていたが、現在指定を受けている区域の面積は4,330㎡である。

(2) 検討会での審議

臨海部特例区域の活用が進まない理由や利活用に向けた対応案について、議論を行った。委員からの主な意見等を以下に示す。

活用が進まない理由として考えられる事項
<ul style="list-style-type: none">自然又は水面埋立てに用いられた土砂由来であることが臨海部特例区域の指定要件とされており、人為等由来による汚染が除外されている。事業活動を行っているところで人為的汚染がないことを証明することは難しく、指定要件を満たさないため、埋立地管理区域として申請される傾向にある。埋立地管理区域等において、12条の届出（形質変更の届出）を行う場合、事業者と自治体との間で、1～2回の打合せで届出受理できるケースは少ない。（提出書類の不備修正に何度もやり取りが必要となる。）年1回まとめて届出を行った場合、届出書類の修正などの対応もまとめてやることになることを考えると、年1回の事後報告がかえってデメリットとして捉えられかねない。現行の埋立管理区域で、周辺に井戸がなく、生活環境保全上の支障がない土地であれば、臨海部特例区域という名称を付けなくても、埋立地管理区域としておく方法もあったのではないか。この特例区域の必要性について議論してもよいのではないか。自然由来、水面埋立て土砂由来という事業者の責ではない部分に対し、制度的負荷が大きい。埋立地管理区域や一般管理区域と同じ施行管理方針が必要であり、特区としての緩和要素が少ない。自然由来特例区域や埋立地特例区域のような施行方法でよいということであれば、多少活用が広がるのではないか。
臨海部特例区域の利活用に関する主な意見、提案事項
<ul style="list-style-type: none">当該区域の主たるリスクは、区域外への土壌搬出であり、<u>区域外への土壌搬出を規制す</u>

るだけで十分ではないか。

- 掘削発生土処理については、残土条例の他、健全土壌の確認方法等の簡素化・合理化・迅速化も合わせて検討が必要。
- 汚染による健康リスクと規制の内容がアンバランスな状況にある。
- 土壌汚染による人への健康リスクと規制とのバランスを精査すべき。
- 形質変更時要届出区域の指定を受けなければ、資産価値の下落、周辺事業者への影響などのデメリットも回避されると思われるため、形質変更時要届出区域指定を外すことが強く望まれる。
- 特例区域の事業者に対して優良認定制度を設け、より手続きの緩和を認めるようなインセンティブを設けてはどうか。
- 区域指定によって資産価値が低下した場合、固定資産税も下がればよいが、固定資産税の計算方法は変わらない。区域指定されていることで売買等ができない土地に対して、税制的な対応の検討を望む。
- 施工時や土壌搬出時の汚染拡散リスクをきちんと把握できる合理的な制度設計が出来れば、活用が増える可能性がある。現行のままでは今後も活用が増える見込みはない。
- 臨海部特例区域の理解が進めばもう少し活用が進むのではないか。人為等由来による汚染であっても、人への健康被害が懸念されないようなレベルであれば、指定要件をもう少し緩和できないか。

3.3 検討結果

第3回検討会において、臨海部特例区域の活用に向けた現状と課題及び提言案を、以下の通りとりまとめた。

(1) 現状と課題

- 現行の土対法における臨海部特例区域が利用されない理由として、①人為等由来による汚染が対象外で利用しにくいこと、②広域(地域)での利用が想定されていないこと等が挙げられる。
- 臨海部特例区域は、区域指定された土地(形質変更時要届出区域)であり、①形質の変更の施行方法の規則が適用されること、②区域指定により土壌汚染が公となり、資産価値が低下する懸念があること等のデメリットの方が、形質変更時の事前届出が不要になるメリットより大きいと捉えられている。
- 事業者等は「形質変更時要届出区域の指定をできれば受けたくない」と考える傾向がある。
- 自然由来、水面埋立て土砂由来という事業者の責務ではない部分に対する制度的な負荷が大きい。
- 臨海部特例区域の申請に係る提出書類が多い。(施行管理方針に関する書類など)

(2) 考えられる対応案

検討会の議論において、臨海部特例区域の利活用に向けた対応案として制度の認知拡大及び更なる規制緩和等が提示された。

臨海部特例区域制度に関する認知拡大

これまでに臨海部特例区域に指定された区域は1件のみであり、事業者及び自治体双方に制度が十分に認知されていない可能性がある。臨海部特例区域指定による事業者側のメリットを広く認知拡大することによって、利用が拡大する可能性がある。臨海部特例区域の指定を受ける主なメリットは、以下の2点である。

- ① 形質変更時の事前届出が不要：土地の形質変更を実施する際の都度の事前届出（法第12条第1項）が必要なくなり、1年ごとにまとめてそれらの事項を事後届出することができる。
- ② 自主管理のもと、土壌の区域内移動が可能。

これらのメリットを享受するには、工業団地単位等の一定規模以上で区域指定を受けることが望ましい。その際、規模が大きくなると複数の土地所有者・事業者が存在することが多いため、当事者間での適正な土壌汚染対策管理に資する共通ルールモデルや協定モデル、複数者による管理計画モデルなどがあると理解の促進が期待される。一定規模以上で区域指定を受けるケースとして、以下のような例が考えられる。

- 関連会社が一帯の土地を所有しており、土地全体を臨海部特例区域として指定するケース
- 臨海部特例区域内の一部で敷地内に掘削土を集積できる用地を確保しているケース
- 複数の事業場が一体となって臨海部特例区域の指定を申請する(移動土砂の品質について協定を結んでいる)ケース、など

また、不動産取引において、自然由来や水面埋立て土壌に関する理解が広がれば、資産価値の下落というデメリットは軽減していくのではないかと考えられる。

規制緩和

現行の土対法では、「人為等由来による汚染のおそれが多い土地」や「人為等由来による汚染が認められた土地」は臨海部に位置していても臨海部特例区域に申請することはできないが、臨海部において、人為的汚染がないことを証明することは困難なケースも多い。汚染物質が自然由来であろうと人為等由来であろうと、形質変更の記録や汚染土壌の移動履歴を管理しつつ、健康被害への防止策ができていれば、本来の土対法の目的（土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護すること）は達成していると考えられる。汚染拡散リスクをきちんと把握できる合理的な制度設計を進めるとともに、臨海部特例区域における一層の規制緩和を実施することで活用が広がるのではないかと考えられる。

IV. 地歴調査に関する課題解決の方向性の検討結果

1. 法制度の概要

地歴調査は、土対法第3条第1項本文から規定される土壤汚染状況調査のうち、最初に実施される「土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握」に相当するもので、1) 情報の入手・把握、2) 試料採取等対象物質の選定、3) 汚染のおそれの由来に応じた区分が該当する。過年度の調査において、情報の入手や粒度について課題があることが示唆されていたため、このうち、1) 情報の入手・把握を今回の検討対象とした。地歴調査の対象は、ア) 特定有害物質使用特定施設が廃止された施設等に対する調査と、イ) 過去に使用された有害物質に対する調査とがある。

法第3条及び施行規則第3条第1項（抜粋）

法 第3条：使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の調査

使用が廃止された有害物質使用特定施設（水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第2条第2項に規定する特定施設（第3項において単に「特定施設」という。）であつて、同条第2項第1号に規定する物質（特定有害物質であるものに限る。）をその施設において製造し、使用し、又は処理するものをいう。以下同じ。）に係る工場又は事業場の敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）であつて、当該有害物質使用特定施設を設置していたもの又は第3項の規定により都道府県知事から通知を受けたものは、環境省令で定めるところにより、当該土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況について、環境大臣又は都道府県知事が指定する者に環境省令で定める方法により調査させて、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。

………省略

施行規則第3条第1項：土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握

土壤汚染状況調査を行う者（以下「調査実施者」という。）は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、その利用の状況、特定有害物質の製造、使用又は処理の状況、土壤又は地下水の特定有害物質による汚染の概況その他の土壤汚染状況調査の対象地における土壤の特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するものとする。

………省略

また、施行通知（環水大土発第1903015号、平成31年3月1日）第3（土壤汚染状況調査）では調査方法が示されている他、「可能な限り過去に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集する」、とされている。

第3 土壤汚染状況調査

1. 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であつた

土地の調査

…………省略

(5) 土壤汚染状況調査の方法

…………省略

③ 土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等 (p. 13～14)

ア. 土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報の把握

調査実施者は、土壤汚染状況調査の対象地及びその周辺の土地について、土地利用の履歴、特定有害物質の使用等の状況、土壤及び地下水の汚染の概況等の土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握する(規則第3条第1項)。

…………省略

当該使用が廃止された有害物質使用特定施設の敷地であった土地における特定有害物質による土壤汚染のおそれを推定するために有効な情報を把握するための調査 (以下「地歴調査」という。)は、(イ)土壤汚染状況調査の対象地の利用の状況に関する情報及び(ロ)特定有害物質による汚染のおそれを推定するために有効な情報を収集することにより行われる。

(イ)は、土壤汚染状況調査の対象地の用途に関する情報と汚染のおそれが生じた地表の位置に関する情報からなり、(ロ)は、特定有害物質の埋設等、使用等又は貯蔵等に関する情報からなる。

調査実施者は、これらの情報を、可能な限り過去に遡り、資料収集、関係者からの聴取及び現地確認の方法により収集する。なお、調査実施者が地歴調査においてなすべき調査の項目及びその手順については、「土壤汚染状況調査における地歴調査について」(平成24年8月17日付け環水大土発第120817003号環境省水・大気環境局土壤環境課長通知)を参照されたい。

調査実施者が地歴調査を十分に行わなかった場合は、汚染のおそれが人為等に由来するおそれがあると認められる場合の土壤汚染のおそれの区分の分類において、土壤汚染が存在するおそれがない、又は少ないと判断される土地が減ることとなり、結果として、より詳細な調査を求められることとなるものである。

土壤汚染状況調査に関しては、さらに以下2つの課長通知が発出されている。

- ① 「土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について」(環水土発第030514001号)平成15年5月14日

この通知では、主に以下の事項について記載されている。

- 1) 法第3条第1項に規定する有害物質特定施設について
- 2) 有害物質使用施設が商業施設の一テナントにより設置されている場合等の調査の方法
- 3) 同一の工場・事業場の敷地として利用されることを理由とする確認
- 4) 一連の工場・事業場の範囲

- ② 「土壌汚染状況調査における地歴調査について」（環水大水発第 2208311 号）、令和 4 年 8 月 31 日

本通知は「土壌汚染状況調査における地歴調査について」（平成 24 年 8 月 17 日付け環水大土発第 120817003 号環境省水・大気環境局土壌環境課長通知）が改定されたもので、地歴調査チェックリストが添付されている。

土壌汚染対策法に基づく調査及び措置ガイドライン（改定第 3.1 版）第 2 章（土壌汚染状況調査）において記述されている事項は以下のとおり。（p. 157～176）

<p>第 2 章 土壌汚染状況調査</p> <p>2.3 土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握（地歴調査）</p> <p>2.3.1 情報の入手・把握</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>(2) 情報の入手・把握の対象となる土壌汚染のおそれ</p> <p>(3) 情報の入手・把握の対象とする土地の場所</p> <p>(4) 情報の入手・把握の方法</p> <p>1) 資料調査の方法</p> <p>ア. 私的資料</p> <p>イ. 公的届出資料</p> <p>ウ. 一般公表資料</p> <p>2) 聴取調査の方法</p> <p>3) 現地調査の方法</p> <p>(5) 土地の所有者等の協力</p> <p>(6) 情報の入手・把握の対象とする期間</p> <p>(7) 入手・把握すべき情報の内容</p> <p>1) 土壌汚染状況調査の対象地の範囲を確定するための情報</p> <p>2) 土地の用途及び地表の高さの変更、地質に関する情報</p> <p>3) 人為等由来の土壌汚染のおそれに関する情報</p> <p>4) 自然由来の土壌汚染のおそれに関する情報</p> <p>ア. 自然由来の土壌汚染のおそれがある地層の情報</p> <p>イ. 自然由来盛土等の情報</p> <p>5) 水面埋立て土砂由来の土壌汚染のおそれに関する情報</p>

また、地歴調査に関する Appendix として、下記のもの添付されている。

Appendix-18	地歴調査チェックリスト
Appendix-19	資料調査において入手・把握する資料（参考例）
Appendix-27	土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等（地歴調査）における過去の調査結果の利用

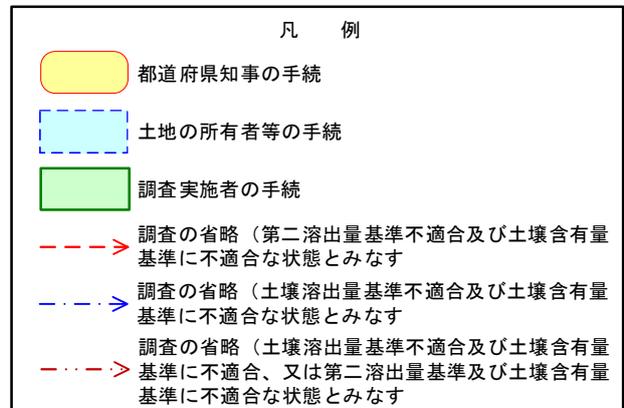
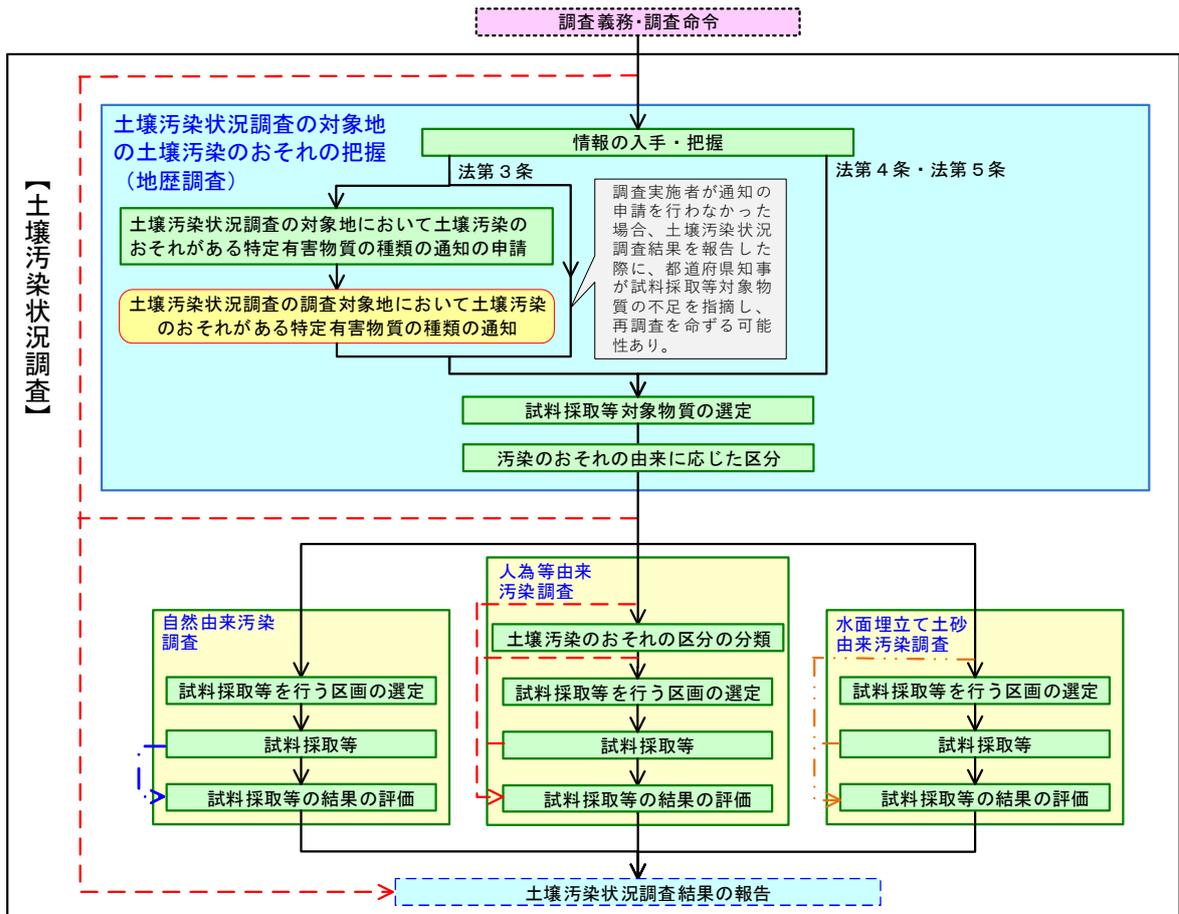


図 4.1 土壤汚染状況調査の流れ

引用：調査・措置ガイドライン、p. 19

2. 検討会における指摘事項

2.1 令和4年度までの検討結果

令和4年度調査事業（土壌汚染に係る事業者課題対応調査等）において実施した委員へのヒアリング結果を以下に示す。

事業者へのヒアリング結果 (令和4年度)	検討会委員の意見 (令和4年度)
<p>(情報の保存・引継ぎ)</p> <ul style="list-style-type: none"> 知っている人が退職して調べられない 	<ul style="list-style-type: none"> 企業では、社員が退職し、ヒアリングを実施しても昔の情報が出てこなくなっている。団塊の世代の引退によりさらに分からなくなる部分もあるため、自主的な調査を進めた方がよい。 地歴情報を残すことは非常に重要である。所有者が変わると情報が引き継がれないことが多いため、自治体等公共機関でも情報を残す仕組みを作らなければ難しいのではないかと。 企業の文書保管規則において、土壌汚染調査に関する資料の保存期間を長く設定してもらおうよう普及啓発が必要ではないかと。自治体保管と二重の仕組みで保管するのがよい。
<p>(法制定前の情報調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法制定前の所有者の汚染の可能性等の調査が困難 <p>(戦前情報の調査に関する記載も有り)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 戦前からの工場については、史書に遡って自治体に理解してもらうしかない。 昔は廃棄物処理法の規制、環境基準も厳しくなかったこともあるが、土対法制定当時は事業場の従業員、幹部のコンプライアンスに関する意識も高くなかった。現在はコンプライアンス意識が高くなり、不法行為の可能性のある話をしにくい。 少なくとも1945年までは、地歴調査の遡及方法、聴取調査方法を研究する必要がある。
<p>(地歴調査の程度・範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> どの程度の調査が必要なのか、目安が欲しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ガイドラインに地歴調査の確認用のチェックリストがある。 経営者のリスクの判断として、従業員の有害物質への暴露リスクを考えるのは当たり前。人為等由来による汚染か自然由来の汚染かで周辺への影響が変わるので、その把握が最も大事。
<p>(調査にかかる負担)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地歴調査に膨大な時間と費用がかかる(対象物質や調査範囲の絞り込み)。 過去の資料調査には限界がある。履歴不明の場合、(安全側の立場に立つと)調査範囲が膨大になる。 	<p>自治体では、業態でどのような物質を使っているかの情報提供やアドバイス等を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 履歴不明な場合に調査範囲が膨大になるのはその通りで、自治体としてはどうしても安全側で考えるのが実情。
<p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 一方で、確実に使用履歴が判明したものだけを対象とすると、記録を残さない方が調査を実施しなくてよい項目が増えるといった状況が発生(事務局) 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体では、事業者に対して指定調査機関への情報提供への協力義務については依頼しているが、協力的な場合とそうでない場合があり、課題がある。 工業専用地域などの事業者団体と自治体が地歴調査を実施する取り組みが必要。地歴調査は不動産取引に関連するエンジニアリングレポート、投資情報としてのデューデリジェンスにも重要。自治体と協力して土対法にこだわらず実施することで、自然由来による事業者のリスクが把握され、リスクコミュニケーションも実施しやすくなる。

- 近年は、地下浸透防止措置をはじめとした化学物質管理が徹底されていることから、土壌汚染の多くは過去に生じたものと考えられる。事業者からは、“汚染が生じたと考えられる時期を知っている人が退職して調べられない”ため、“履歴不明の場合、安全側の立場に立つと調査範囲が膨大になる”といった意見が寄せられている。一方で、確実に使用履歴が判明した物質・範囲だけを対象とすると、記録を残していない方が軽微な調査で済むことになる。
- 法第61条の2において、有害物質使用特定施設の設置者に対して調査への協力を求めているものの、事業者が指定調査機関や自治体に対して協力的でない場合もある。また、近年はコンプライアンス意識が高くなり、廃棄物の敷地内埋設など、不法行為を遡及される可能性がある話をしにくい状況がある。地歴の遡及方法、聴取調査方法を研究する必要があるのではないか。地歴調査結果による調査内容の判断基準の明確化や事業者の記録保存意識の向上が必要ではないか。
- 汚染が生じたと考えられる時期の情報を集めることが今後ますます困難になっていくことが予想される。工業専用地域全体で自治体と共同で地歴調査を実施したり、これまでの地歴調査、土壌調査結果等を自治体や公共機関においても積極的に保存し、必要に応じて公開するといった取り組みを検討すべきではないか。

法 第61条の2：有害物質使用特定施設を設置していた者による土壌汚染状況調査への協力
 有害物質使用特定施設を設置していた者は、当該土地における土壌汚染状況調査を行う指定調査機関に対し、その求めに応じて、当該有害物質使用特定施設において製造し、使用し、又は処理していた特定有害物質の種類等の情報を提供するよう努めるものとする。

引用：令和4年度中小企業等産業公害防止対策調査事業(土壌汚染に係る事業者課題対応調査等)業務報告書

2.2 令和5年度検討会における指摘事項

検討会では、主に地歴調査の方法、情報の保管・引継ぎ・開示に関する課題、自然由来の汚染土壌の取扱いなどについて議論を行った。委員からの主なコメントを以下に示す。

地歴調査の方法

- 土対法の複雑化に伴い、ガイドラインが解説書化しており、必要な記載箇所が見つげにくかったり、読み飛ばし等が発生する。
- 最低限必要な実施事項を明確に示すなど、重要ポイントのみ集約したガイドラインを作成したほうがよい。
- 地歴調査チェックリスト(Appendix18)や、資料調査において入手・把握する資料(Appendix19)の活用を認識していない指定調査機関もいるため、認知拡大が必要。
- 担当者によって判断や指導内容が異なったり、事業者によって届出内容にムラが生じることを防ぐため、自治体によっては、独自に届出の手引きを作成し、地歴調査の方法や年表の書き方等がある程度示している。
- 汚染のおそれありとして調査に進んだものの、汚染が確認されないような業態や業種がある。汚染のおそれが不明なので調査させるなどの過剰指導にならないように合理的手法を模索している。手引きや指針を作成することは対策としてありうる。
- ガイドラインに記載例がないので分かりにくい。一方で、ガイドライン等で記載例を示

してしまうと、それ以上の調査を行わなくなる可能性や自由度が制限される可能性もある。

- ・ 調査結果の記載内容が統一されていると自治体は確認しやすいが、地歴調査の粒度は千差万別で統一は難しい。
- ・ 聞き取り調査等の検証性や信憑性が不十分だった場合、フェーズ1（土地利用履歴調査）の結果、「汚染のおそれあり」又は「汚染のおそれが少ない」区分と判定され、フェーズ2（試料採取・分析等）を余儀なくされる場合がある。そのため、経費と時間の関係から地歴調査を省略し、フェーズ2から調査を開始するケースもありうる。あまり地歴調査にこだわる必要がないのではないか。

情報の保管・引き継ぎ・開示

- ・ 事業者が過去の地歴情報を記録として残しておくような体制作りが必要。今後さらに情報が失われていくことが懸念される。
- ・ 中小事業者の場合、相続の過程で関連書類がなくなり、相続した土地が調査猶予中であることが分からなくなってしまうケースもある。
- ・ 事業者等関係者の土対法の理解が進めば、記録保存に対する意識も向上するのではないか。
- ・ 事業者による情報保管が努力義務になると、情報保存に関する体制作りが風化していく可能性がある。事業者にインセンティブを付与できるとよい。
- ・ 民間に地歴情報の永久保存を求めることは困難。会社組織の統合・合併、分社化の際に情報が失われるケースもある。文書の保存期間の観点から会社法^{注)}との兼ね合いも整理する必要がある。行政側も文書の保存年限がある。
注) 会社法では、文書の保存期間が設けられていることがあるため、情報の引継ぎの際には、法律で定められている文書の保存年限との関連性についても整理が必要となってくる。
- ・ 以前は調査報告書をCD-ROMに残していた。記録媒体の変化により情報の引継ぎが困難になるケースがある。DXにおける記録媒体についても検討する必要がある。
- ・ 埋立事業が終了すると業務を請け負った団体が解散するケースが多く、埋立てに関する情報（埋立てに使用した土がどこから搬入されたのか、等）は自治体に提出された事業届出関連書類からしか得られないケースが多い。
- ・ バランスシート上の固定資産の不動産価値の記録として地歴調査結果を残す形にすれば、企業としては資産管理上、地歴調査の記録を残さざるを得なくなる形になるのではないか。
- ・ 指定調査機関において、過去の調査情報を保管していない場合がある。過去に実施した調査情報の保管の必要性を指定調査機関に周知していただきたい。（過去の調査事例に対する考え方、対応の仕方はガイドラインのAppendix-27に整理されている。）
- ・ M&A等で行われるデューデリジェンス（投資対象となる企業や投資先の価値やリスクなどの調査）のPhase1調査（土壌・地下水汚染のおそれなどの特定）も地歴調査の記録対象にすることが望まれる。

行政における情報の開示（情報の共有と利便性）

- ・自治体が個別の土地の地歴情報をすべて把握・管理することは困難である。
- ・情報の保存と公開は、分けて議論する必要がある。公開の目的、公開する情報の範囲は限定すべき。公開の線引きについて方向性が示されると助かる。
- ・開示請求への対応は、内部手続きや情報の選別などの作業が必要となるが、あらかじめ公開事項を定めるなど方針があれば、届出情報をそのまま即時公開できる。公開のシステムを作ることで事務的な手間が解消される。
- ・建物を建て替える際など、ビジネス上の観点からアセスメントとして調査を実施する場合もあるが、自主的に実施した地歴調査の結果の開示を要求する自治体もあるため、特に汚染のおそれがあった場合、事業者は調査を実施しなくなる。
- ・土壌汚染と関係ない事項まで洗い出され、風評被害に繋がる懸念があることが、情報公開の壁となっている。
- ・省庁をまたがる法令間の申請書等のワンスオンリー化を要望する。ただし、公開については機密事項の保護の徹底が前提となる。

自然由来の汚染土壌の取扱い

- ・自然由来の汚染土壌は、地域ごとに汚染状態や分布等が異なる。取扱いについて、全国一律の基準を設けることはできない。地質毎に基準が必要となるのではないか。
- ・いたずらに情報を公表すると、掘削除去して土壌を搬出したりすることに繋がりがかねない。
- ・土壌汚染は「ヒ素、フッ素、鉛」が圧倒的に多く、いずれも自然由来と人為等由来による汚染の判別が難しい物質である。明確な判別手法を検討願いたい。その判断のツールとして海外のようなバックグラウンドデータベースも必要ではないか。
- ・自然由来の汚染土壌に係るデータベースを作成する場合、埋立地が自然由来の土壌汚染である場合をどうするのか等、どのような観点で情報を集めるのかが重要。
- ・自然由来や水面埋立て土砂由来を人為等由来による汚染と結びつけて、形質変更範囲を超えて掘削除去しているという事例もゼロではない。
- ・自治体毎・地域毎に地質、地層情報をデータベース化し、自然由来と人為等由来の判断に資するツールとして活用することが望まれる。

他の制度との連携

- ・PRTR 情報との連携は有用だが、制度が施行されたのは平成 12 年であるため、比較的新しい情報しか得ることができない。それ以前に使用・販売されていたものについて、購入者が商品名は把握していても、含まれている有害物質や、不純物、添加物まで把握することは難しい。
- ・消防法の貯蔵施設は非常に重要な情報だが、廃止された施設の情報については保有年数を設けずにすぐに廃棄してしまうところが多いと聞いている。
- ・消防法関連の情報が土対法上必要な情報であることを啓発していかないと、開示して欲しい情報が残らない。
- ・地歴調査の対象として水濁法の情報はごく一部。貯蔵や埋め立て等に関する情報は、企業でないとわからない。

- ・ どの情報とどう関連性を持たせるのか、システム面での構築は非常に難しい。方針を一本化しておかないと、自治体によって方法が異なった場合、上手く連携取れなくなる可能性がある。情報の吸い上げ方、結びつけ方、記録の仕方等、統一的な指針が示されると良い。引き続き検討が必要。

その他

- ・ 臨海埋立地は、埋立て材の産地が1ヶ所ではないことから、事業者自ら埋立て材（水面埋立て土砂）の履歴を調査することは困難な場合が多い。
- ・ 業界によって使用が想定される有害物質を整理しておくことが望ましい。例えば、鍍金には様々な処理方法があり、使用される有害物質の種類が異なる。どのようなラインでどのような物質を使用しているかという情報を持っていると、効率的に調査や指導を行うことができる。
- ・ 簡易ガイドラインなどで、審査のポイントや、業種毎、製造工程毎に使用が想定される物質に関する情報などが提供されると調査機関や自治体の助けになる。知見の多い自治体は情報が蓄積されていくが、地方では情報が少ない。
- ・ ガイドラインのAppendix19に入手すべき資料が示されているが、「汚染のおそれあり」と判断されることを危惧して、必要な資料を提供してくれない事業者もいる。

2.3 検討結果

第1回、第2回検討会での議論結果を踏まえ、第3回検討会において、地歴調査に関する現状と課題及び考えられる対応案を以下の通り取りまとめた。

(1) 現状と課題

地歴調査の方法

土壌汚染のおそれがある特定有害物質の種類を特定するために資料収集（古地図、登記簿など）、関係者への聴取、現地確認等を行う地歴調査は、現状属人化しており、以下のような課題が指摘されている。

- ・ 可能な限り過去に遡って調査することが求められており、特に、汚染されていないことを証明するためには、膨大な作業や時間を要するケースがある。
- ・ 資料が残されていない場合や、関係者の協力を得られない場合など、遡及して収集できる過去情報には限度がある。
- ・ 過去の地歴情報を把握している関係者の退職等に伴い、事実関係の確認が既に難しくなっており、この状況は今後ますます困難になると見込まれる。
- ・ 調査・措置ガイドラインにおける地歴調査に関する解説が、本文、Appendixに分散し、必要な箇所が見つけにくい。
- ・ 現行の調査・措置ガイドラインは、調査実施者が使用する目的で作成されており、事業者等にとって分かりにくいものとなっている。
- ・ SDS等の制度が導入される前に使用された製品の場合、商品名は把握していても、含有する有害物質の特定が困難なケースがある。

情報の保管・引き継ぎ・開示
<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業において、土地の使用履歴情報に関する資料は10年程度で廃棄される。また、合併や分社化の際に廃棄されることも多く、長期保存に対応することは難しい。 ・ 中小企業事業者等において、土対法の認知が進んでおらず、地歴情報の保管の必要性が意識されていない。 ・ 地歴情報の収集を目的とした開示請求の件数が年々増加傾向にある。開示請求手続きに要する手間と時間は、行政、調査機関、事業者にとって大きな負担になっている。
自然由来の汚染土壌の取扱い
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然由来の汚染土壌と人為等由来による汚染土壌に関する明確な判断基準が示されておらず、自然由来であることを証明するために膨大な調査を要するケースがある。 ・ 自然由来の土壌汚染であっても、その情報を公開することに強い懸念を示す事業者や住民も多く、社会における汚染レベルに対する健康リスクの考え方が十分に認識されていない可能性がある。

(2) 考えられる対応案

地歴調査の方法
<p>a) 現行のガイドラインは指定調査機関向けの内容となっているため、地歴調査を受ける事業者や調査結果を審査する自治体に対する簡易版ガイドラインを提供することにより、理解促進を図る等の対策が考えられる。その際、どのような情報を記録、保管しておくべきか、どの程度の調査粒度が必要か、情報のとりまとめ方法のポイント等が示されていると参考となる。</p> <p>b) 情報公開請求に係る調査側、行政側の作業負担を軽減するため、水濁法、PRTR、消防法等における各種届出情報のデジタル化を推進することにより、横断的な情報連携が図られることが期待される。自治体によって方法が異なった場合、上手く連携取れなくなる可能性があるため、統一された方針が提供されることが望ましい。情報の連携には、AIなどの活用も一助となるのではないかと考えられる。</p> <p style="padding-left: 2em;">例えば、以下のような情報の連携が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水濁法の有害物質使用特定施設の届出情報と土対法第3条調査契機（使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査）の地歴調査の情報 ・ PRTR届出情報と土対法第3条契機の特定有害物質使用情報 ・ 消防法による有害物質保管施設届出情報と土対法の特定有害物質使用保管情報、等 <p>c) 同一業態の中で工程・処理の種類毎に使用が想定される有害物質の情報整理を行い、ガイドライン等で情報提供することにより、調査の効率化や、自治体による指導標準化が期待される。</p>
情報の保管・引き継ぎ・開示
<p>a) デジタル化を活用したデータベースの構築 情報記録用電子フォーマットや、行政における登録用データベースの整備など、デジタ</p>

ル化を活用した持続的な情報の記録・保存・公開のための仕組み作りが望まれる。情報の吸い上げ方、結びつけ方、記録の仕方等について、統一的な指針の検討が必要。また、情報公開による資産価値への影響や、地歴情報の一部が機密情報に触れるケースも考えられるため、公開する情報の範囲・線引きについては引き続き慎重な検討が必要である。この他、情報登録におけるインセンティブを設定する等、登録を推進するための方策の検討も望まれる。

b) 地歴情報の保管・引継ぎに関する周知

- ・ 事業者に対しては、地歴情報の管理が十分でなかった場合のデメリット（土地売買等を機会に汚染が発覚するケース等）、適切に管理した場合のメリット（地歴調査にかかる時間的、費用的コストの軽減）などの具体例を示すことにより、地歴情報保管の重要性に関する理解促進を図ることも有用であると思われる。
- ・ 有害物質の取扱いのない土地所有者においても地歴調査が必要となる可能性があることも周知しておくことが望ましい。
- ・ 企業の統合報告書や、環境報告書、環境監査記録書類、固定資産の不動産価値の記録など、定期的な機会に地歴情報に関わる記録に含めるなど、企業が自主的な環境保全活動の一環として情報を引き継ぐ手法の検討も望まれる。（例：M&A 等で行われるデューデリジェンスの Phase1 調査も記録の対象にすることが望まれる。）

自然由来の汚染土壌の取扱い

- ・ 自治体毎・地域毎に地質、地層情報をデータベース化し、自然由来と人為等由来による汚染の判断に資するツールとして活用することが望まれる。一方で、自然由来の汚染土壌に関するデータ等の公開により、資産価値への影響や過剰な掘削除去等に繋がる可能性もあることから、情報の公開に関しては慎重な検討が必要である。
- ・ 情報公開に対する社会の理解を得るためには、土壌環境基準値等に対する健康リスクの考え方に関する情報を提供するなどの工夫も必要であると考えられる。

V. 融資制度に関する調査結果

1. 現状課題と実施方針（対応方針）

中小事業者においては、土地所有者の資金不足により、土壤汚染対策が先送りされている実態がある。融資・助成制度等の現状について以下の観点から整理を行った。

1. 「土壤汚染対策基金」は土対法施行後に 2 事例しか助成されていない。その概要および課題点について交付業務を担っている(公財)日本環境協会にヒアリングを行った。
2. 地方自治体における融資・助成制度に関する調査を実施した。ここでは土壤汚染対策を主とした制度に限らず、中小企業が行う事業における融資・助成制度の中で土壤汚染対策に利用可能な制度およびその制約条件等についても各自治体にヒアリングを行い、その結果から整理を行った。
3. 全国石油商業組合連合会による「環境対応型石油製品販売業支援事業(土壤汚染検知検査事業)」等の特定業種に適用される支援制度、(株)日本政策金融公庫による「環境・エネルギー対策資金」等の民間融資に関する情報について収集整理を行った。

2. 土壤汚染対策基金の概要及び課題点

2.1 助成交付金の概要

助成金は、政府からの補助と民間からの出えんによる土壤汚染対策基金から拠出される。

基金からの助成額は「助成事業により都道府県等が助成する額の 2/3 の額または当該助成の対象となる対策費用の 1/2 の額のいずれか低い額以内」である。都道府県等の助成金額は予算の状況等により変わる。

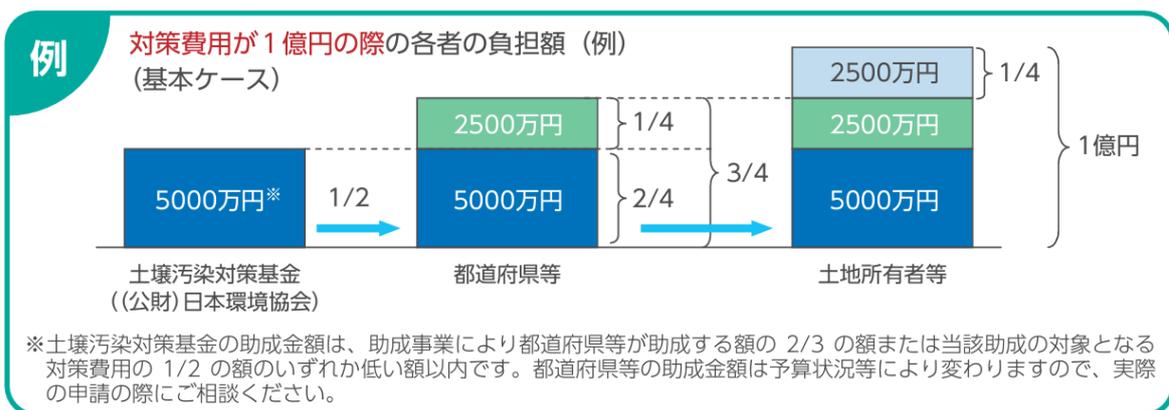


図 V. 2-1 対策費用が 1 億円の際の各者の負担額（例）（基本ケース）

出典：公共財団法人日本環境協会 HP

<https://www.jeas.or.jp/dojo/business/promote/panel/files/03/02.pdf>

2.2 助成金交付条件

助成金の利用条件は、以下の3点となっている。なお、交付条件に関するフローチャートを図V.2-2に示す。

- 1) 要措置区域（指定される予定を含む）
- 2) 汚染原因者が不明、不存在
- 3) 費用負担能力の基準に適合
 - 個人の場合（以下のいずれかに該当）
 - ✓ 前年の所得額が2,000万円未満
 - ✓ 前年の所得額が汚染の除去等の措置に該当する費用の2/3に2,000万円を加えた額未満
 - ✓ 前年の所得額が汚染の除去等の措置に該当する費用の2倍未満
 - 事業を行う個人・法人の場合
 - ✓ 前事業年度の自己資本、正味財産または元入金の額が3億円未満

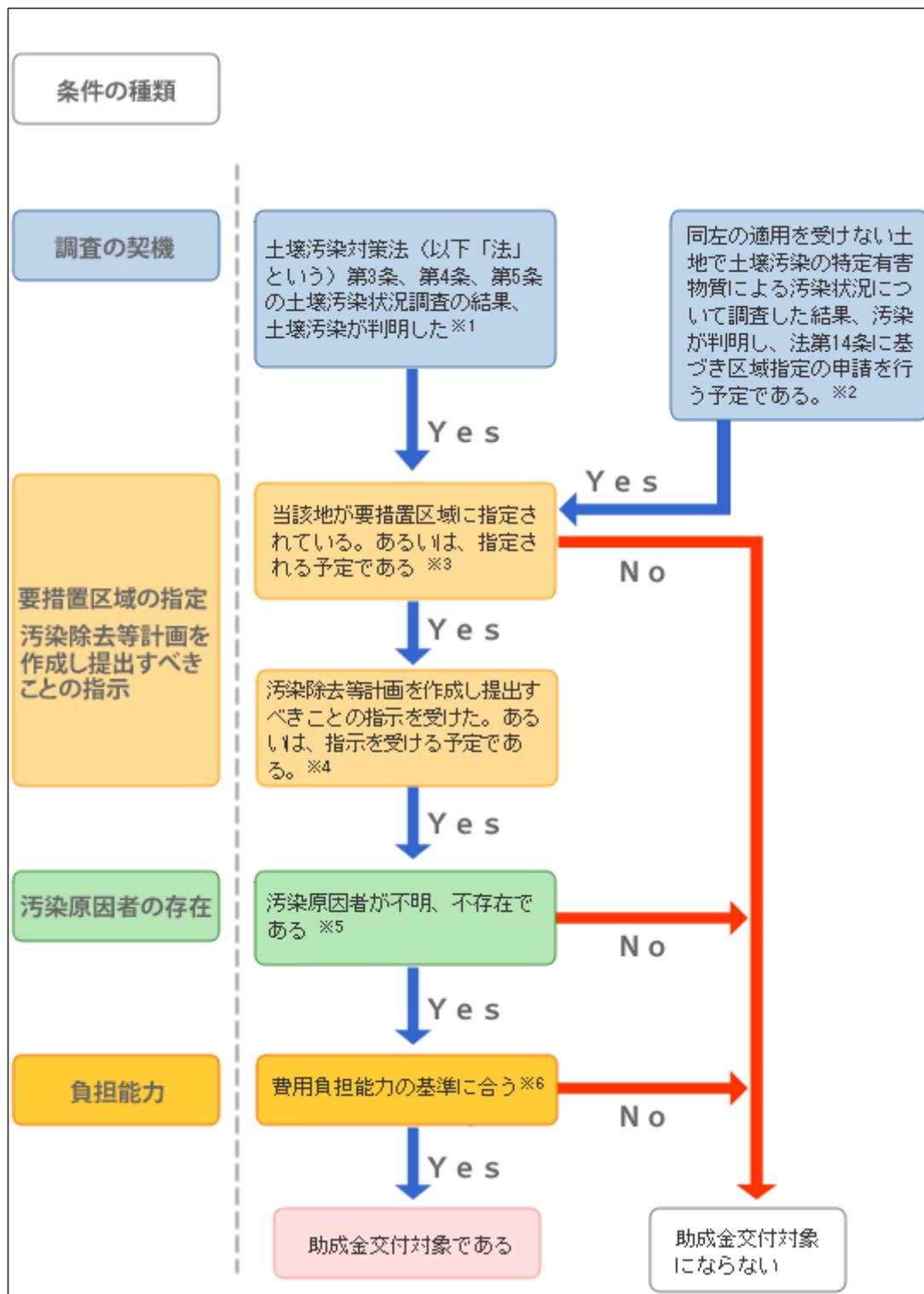


図 V. 2-2 交付条件に関するフローチャート

出典：公共財団方針日本環境協会 HP

2.3 助成交付金の実績

助成金の交付実績は表V.2-1に示すとおりであり、実績件数は2件となっている。

表V.2-1 助成交付実績

交付先	さいたま市	大阪府
交付決定日	平成19年12月7日	平成22年6月25日
交付確定日	平成22年1月26日	平成24年7月24日
助成金額	5,000万円 (対象事業費の約1/2)	4,500万円 (対象事業費の約1/2)
備考	(内訳) さいたま市：2,500万円 土壌汚染対策基金：5,000万円	(内訳) 大阪府：2354.8万円 土壌汚染対策基金：4709.6万円

2.4 課題点

助成の交付実績が少ない実態に関して、公共財団法人日本環境協会にヒアリングを行ったところ、助成に関する問い合わせはあるが利用条件を満たしていない場合がほとんどであり、また、助成制度を設けている都道府県等が少ないことも交付実績が少ない要因と考えているとのことであった。

3. 地方自治体における融資・助成制度

3.1 地方自治体の融資制度の現状（融資制度を有する自治体）

土壌汚染対策等に関する融資制度を有する自治体は以下のとおりであり、令和元年度から令和3年度にかけて15自治体から13自治体となっている（令和2年度以降は隔年での調査となっている）。令和元年度から比較すると福島県、埼玉県、愛知県、高崎市、横浜市で融資制度がなくなり、新たに千葉県、岡崎市、福岡市で融資制度が設けられた。

- 融資制度を持つ自治体（令和元年度）
 - ✓ 福島県 福島県環境創造資金融資制度
 - ✓ 栃木県 栃木県環境保全資金融資制度
 - ✓ 群馬県 公害防止施設整備資金
 - ✓ 埼玉県 埼玉県環境みらい資金貸付制度
 - ✓ 新潟県 新潟県環境保全資金融資制度
 - ✓ 石川県 石川県環境保全資金融資制度
 - ✓ 愛知県 環境対策貸付金利子補給制度
 - ✓ 三重県 三重県中小企業融資制度
 - ✓ 愛媛県 愛媛県環境保全資金貸付利子補給金交付制度
 - ✓ 福岡県 福岡県環境保全施設等整備資金融資制度
 - ✓ 高崎市 環境改善資金融資制度
 - ✓ 横浜市 横浜市中小企業金融制度
 - ✓ 金沢市 金沢市産業振興資金
 - ✓ 長野市 長野市中小企業振興資金融資制度
 - ✓ 名古屋市 名古屋市環境保全設備資金融資
- 融資制度を持つ自治体（令和3年度）
 - ✓ 栃木県 栃木県環境保全資金融資制度
 - ✓ 群馬県 群馬県環境生活保全創造資金
 - ✓ 千葉県 千葉県中小企業振興資金
 - ✓ 新潟県 新潟県環境保全資金融資制度
 - ✓ 石川県 石川県環境保全融資制度
 - ✓ 三重県 三重県中小企業融資制度
 - ✓ 愛媛県 愛媛県環境保全施設等整備資金融資制度
 - ✓ 福岡県 環境保全施設等整備資金融資制度金沢市
 - ✓ 金沢市 産業振興資金
 - ✓ 長野市 長野市中小企業進行資金融資制度
 - ✓ 名古屋市 環境保全・省エネルギー設備資金融資
 - ✓ 岡崎市 岡崎市環境対策資金融資あっせん制度
 - ✓ 福岡市 福岡市商工会融資制度

出典：土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果（令和元年度及び令和3年度）

3.2 融資実績の現状

融資実績を公開している自治体のうち、群馬県、石川県についてヒアリングを実施した。結果は以下のとおりである。また、千葉県と令和5年度に新たに助成金制度等を創設した東京都についても併せて示す。

(1) 事例1：群馬県環境生活保全創造資金

本制度は、金融機関が事業者に融資を行ったときにその金融機関に県の資金を貸し付けるものである。ヒアリングによると、金融機関が事業者への融資を実施したときに予算の範囲内で、その融資額の3.51分の1（R5年度の場合）相当額を限度として県が当該金融機関に貸し付けることとなっている。また、汚染原因の有無に限らず利用できる制度となっている。

図V.3-1に示すとおり、近年、公害防止施設整備資金の融資実績は無く、ヒアリングによると、過去10年間、融資実績がない。融資が進まない理由として、申請のステップが事業者の負担となり、審査に時間がかかることが要因の一つとして考えられる。

区分	公害防止施設整備資金		低公害車導入整備資金		資源有効利用施設整備資金		産業廃棄物処理施設整備資金		産業廃棄物処理施設整備資金(再生利用施設整備資金)		環境GS企業エコ改修資金		ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理資金		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H27	0	0	2	28,700	0	0	0	0	1	24,500	0	0	0	0	3	53,200
H28	0	0	4	41,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	41,800
H29	0	0	1	8,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	8,000
H30	0	0	0	0	0	0	1	25,000	0	0	0	0	0	0	1	25,000
R元	0	0	1	2,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2,800
R2	0	0	0	0	0	0	1	48,332	0	0	0	0	0	0	1	48,332
R3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 融資実行した日の属する年度別の融資件数及び融資額

図V.3-1 近年の融資状況（一部加筆）

出典：群馬県環境白書 令和5年度版

(2) 事例2：石川県環境保全融資制度

融資対象は、公害防止施設整備事業、汚染土壌の除去事業、ISO14001 導入事業といった環境保全のための事業資金となっている。

表V.3-2に環境白書に記載の近年の年度末融資残高を示す。ヒアリングによると、平成29年以降、融資残高は融資先からの年度ごとの返済により一定額で目減りしている。令和4年度に一社追加融資があったが、その内訳は不明であるとの回答を得た。

表V.3-2 近年の融資残高

年度	年度末融資残高
平成29年度	44,973千円(3社)
平成30年度	30,988千円(3社)
令和元年度	24,716千円(2社)
令和2年度	18,728千円(2社)
令和3年度	12,740千円(2社)
令和4年度	8,080千円(3社)

参考：石川県環境白書（各年度版）

(3) 事例3：千葉県中小企業振興資金

中小企業による環境保全の取り組みを支援するため、県制度融資として中小企業振興資金（環境保全資金）融資を実施している。

本制度の運営状況等に関してヒアリングを実施したところ、融資を実施するにあたり、水質保全課の指導のもと、事業の認定を行うこととなっており、地質汚染対策関連の融資実績は無いとの回答が得られた。第3回検討会では、利用条件を満たさない事例が多いことが実績の無い要因の一つであることが指摘された。

○環境保全事業	
1	大気汚染防止（ばい煙処理装置、粉じん処理装置の設置等）
2	水質汚濁防止（汚水処理装置の設置等）
3	地質汚染対策（地下水汚染除去装置の設置、汚染土壌の撤去等）
4	地盤沈下防止（地下水から工業用水等に転換する装置の設置等）
5	騒音・振動防止（遮音壁、消音器の設置等）
6	悪臭防止（悪臭物質の処理装置の設置等）
7	化学物質汚染等防止（法令等に基づき指定された化学物質の処理装置の設置）
8	フロン類等排出削減対策（フロンの処理装置の設置）
9	アスベスト対策
10	自動車環境対策（ハイブリッド自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車・天然ガス自動車の導入、天然ガス供給設備の設置、粒子状物質減少装置の装着、エコドライブ管理装置の設置）
11	環境管理システム認証取得の促進（ISO14001、エコアクション2.1等）
12	容器包装廃棄物再商品化の促進
13	敷地緑化の促進（敷地面積1000㎡以上の工場、事業場での緑化）

図V.3-2 中小企業環境保全資金の対象事業（一部加筆）

出典：群馬県環境白書 令和5年度版

(4) 事例4：東京都

東京都の土壤汚染対策に関連する支援事業の概要は、図V.3-3に示すとおりである。東京都では、被覆盛土支援（補助金）、地下水汚染拡大防止技術支援（補助金）のほか、土地利用転換アドバイザーの派遣制度を令和5年度から実施している。

中小企業の工場・事業場跡地を
売りたい・買いたい方へ

東京都

工場跡地等における持続可能な 土壤汚染対策支援事業のご案内

～土壤汚染がある工場・事業場跡地において、
掘削除去によらない対策を行う土地所有者等
技術・費用の双方から支援～

工場・事業場跡地を
売りたい人

土壤汚染対策？
対策費用？

工場・事業場跡地を
買いたい人

汚染地管理？
不動産評価？

土地利用転換アドバイザーに相談してみませんか？
土壤汚染対策の専門家や不動産鑑定士が訪問します。
技術面・費用面の支援メニューを用意しています。

○土壤汚染を残して土地を活用する場合の被覆盛土費用
○一定濃度を超過する汚染地での地下水汚染拡大防止技術の実証費用

東京都が補助金を交付して支援します。

まずはお問い合わせください！
東京都環境局
土壤地下水汚染対策担当
電話：03-5388-3467
「土地利用転換アドバイザーの件で」
とお伝えください。

←詳しくは、環境局Webサイト
もご覧ください。

1.土地利用転換アドバイザー派遣【技術支援】（無料）
中小事業者が東京都内に設置していた工場跡地に、専門知識を持ったアドバイザーが訪問して助言を行います。
○法令で求められる対策 ○掘削除去によらない土壤汚染対策
○汚染土壌を管理しながらの土地活用 ○不動産評価の考え方
○狭あい地での対策技術

2.被覆盛土支援【補助金】
土壤汚染を残して土地を活用する場合、以下の条件に該当する場合、被覆盛土費用を支援します。

条件	①土地利用転換アドバイザーを利用している ②都、区市に土壤汚染状況調査結果の報告書が提出されている ③900平方メートル以下の土地 ④形質変更時要届出区域※1又は要管理区域※1
対象者	上記の土地を購入した者、返還を受けた者
補助金額	土壤汚染を残して被覆盛土をする土地1㎡につき4445円補助

※1 土壤汚染は確認されたが健康被害の起こるおそれがないので、除去などの措置が求められない区域

3.地下水汚染拡大防止技術支援【補助金】
一定濃度を超過する土壤汚染・地下水汚染に対し、認定された技術で対策の実証を行う場合、その実証費用を支援します。

条件	①土地利用転換アドバイザーを利用している ②都、区市に土壤汚染状況調査結果の報告書が提出されている ③地下水汚染拡大防止区域※2相当である
対象者	上記事業場の土地の所有者、管理者若しくは占有者及び上記土地を購入した者等
対策方法	地下水汚染拡大防止技術評価委員会にて認定された技術で施工
補助金額	対策実証費用（最大2,000万円）

※2 一定濃度を超過する土壤汚染又は地下水汚染がある区域

▶支援制度の流れ

図V.3-3 工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業 概要

出典：東京都 HP

3.3 自治体の融資制度の整理結果

各自治体の融資制度の概要及び融資実績は表V.3-3(1)～(3)に示すとおりである。調査の結果、土壤汚染に関する融資はほとんど実績がないのが現状である。融資が進まない理由についてヒアリングを行った結果、審査に時間がかかるといった意見が多かった。

表 V. 3-3(1) 各自治体の融資制度の概要及び融資実績

自治体	制度名	対象事業（土壌汚染に関するもの）			対象業者		限度額	金利（年）	実績 （過去 10 年）	
		記載文章	調査	対策	自主	汚染原因者				対策実施者
栃木県	栃木県環境保全資金融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策のための施設、汚染土壌の処理及び汚染水の処理対策事業（発生源の特定や汚染地域を確定するための調査を含む）その他土壌汚染対策及び地下水汚染対策として有効であると認められる施設 		○		○	○	諸経費の 90% 以内で 100 万円以上 1 億円以下	1.60%	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染関連無し 水質汚濁法関連 1 件、3,880 万円
群馬県	群馬県環境生活保全創造資金	<ul style="list-style-type: none"> 有害化学物質等に汚染された土壌・地下水の処理 		○		○	○	5,000 万円(知事の特認あり。)	<ul style="list-style-type: none"> 保証なし 年 1.7%以内 保証付き 責任共有制度対象 年 1.4%以内 責任共有制度対象外 年 1.3%以内 	過去 10 年では無し。ただし、H. 21 年に土壌汚染関連の融資実績が 1 件あり。金額等不明。
千葉県	千葉県中小企業振興資金	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壌の除去等 原位置浄化、原位置封じ込め、遮水工封じ込め、原位置不溶化及びその他知事が適当と認めるもの（掘削による除去を除く） 		○		○	○	5,000 万円	<ul style="list-style-type: none"> 3 年以下 年 1.1% 3 年超 - 5 年以下：年 1.3% 5 年超 - 7 年以下：年 1.5% 7 年超：年 1.7% 	無し
新潟県	新潟県環境保全資金融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染状況調査（法と同等の自主調査も含む） 土壌汚染の除去等の措置（法と同等の自主措置も含む） 	○	○	○	○	○	必要経費の 4/5 以内 3,000 万円	年利率 2.15% 責任共有制度対象保証付き：1.85% 責任共有制度対象外保証付：1.65%	1 件、500 万円 →土壌汚染対策関連の融資実績は無し。
石川県	石川県環境保全融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染対策法に基づく汚染の除去等の措置 		○		○	○	融資対象事業費 90% 以内で 1 億円	別途知事が定める	H. 25 1 件、25,800 千円 H. 26 1 件、34,000 千円 →土壌汚染対策関連はなし

表 V. 3-3(2) 各自治体の融資制度の概要及び融資実績

自治体	制度名	対象事業（土壌汚染に関するもの）				対象業者		限度額	金利（年）	実績 （過去10年）
		記載文章	調査	対策	自主	汚染原因者	対策実施者			
三重県	三重県中小企業融資制度	・ 汚染の除去等の措置又は汚染調査に要する運転資金	○	○		○	○	5,000万円 （調査 200万円）	1.65% （協会保証利用：1.6%）	H.26 1件、18,342千円 H.27 2件、39,200千円 ※いずれについても保存年限の関係により内訳不明
愛媛県	愛媛県環境保全施設等整備資金融資制度	・ 土壌・地下水の汚染状況の調査又は除去に要する資金	○	○		○	○	5,000万円	1.70%	なし
福岡県	福岡県環境保全施設等整備資金融資制度	・ 土壌汚染対策法に規定する土壌汚染状況調査、その他必要と認める調査で土壌汚染状況調査と同等の調査を行うための費用 土壌汚染対策法により講ずる指示措置等：原位置封じ込め、土壌汚染の除去、盛土、舗装等、その他必要と認める措置で指示措置等と同等の措置を行うための費用	○	○	○	○	○	4,000万円	1.10%	H25年度 4件 融資額計 21,500千円 H26年度以降実績なし。 ※土壌汚染関連の融資実績はなし
金沢市	金沢市産業振興資金	・ 大気汚染、振動、騒音、水質汚濁、悪臭または土壌・地下水汚染を防除することができる施設（廃棄物焼却施設（改善するものに限る）を含む。） 土壌汚染対策		○		※	※	対象経費の10分の9以内の額で1億円	別途市長が定める	※
長野市	長野市中小企業進行資金融資制度	・ 土壌汚染対策等の環境対策	○	○		○	○	設備1億円 運転2,000万円 併用1億円	1.50%	H.25 2件、2,750万円 H.26 1件、1,000万円 →いずれも土壌対策関連ではなく、太陽光発電設置に関する融資

※：確認がとれていない項目を示す。

表 V. 3-3(3) 各自治体の融資制度の概要及び融資実績

自治体	制度名	対象事業（土壌汚染に関するもの）			対象業者		限度額	金利（年）	実績 （過去10年）	
		記載文章	調査	対策	自主	汚染原因者				対策実施者
名古屋市	名古屋市環境保全・省エネルギー設備資金融資	<ul style="list-style-type: none"> 汚染土壌浄化処理設備、封じ込め設備、観測井の設置 等 		○		○	○	小企業者 5,000万円 中小企業団体 6,000万円 1.30%	<ul style="list-style-type: none"> R4：4件、43,900千円 R3：10件、85,200千円 R2：6件、38,700千円 R1：2件、9,600千円 H30：4件、10,800千円 H29：14件、91,100千円 H28：7件、25,200千円 H27：17件、157,390千円 H26：6件、30,800千円 H25：19件、57,400千円 →いずれも、土壌汚染対策関連の融資実績はなし。	
岡崎市	岡崎市環境対策資金融資あっせん制度	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業者がその事業活動に必要なとする資金の融資あっせんを行う。（通常資金） 	/					2,000万円	3年以内 1.1% 5年以内 1.2% 7年以内 1.3% 設備資金のみの場合は 3年以内 1.0% 5年以内 1.1% 7年以内 1.2%	/
福岡市	福岡市商工会融資制度	<ul style="list-style-type: none"> 公害防止施設を設置又は改善する方 	/					2億8,000万円	融資期間 10年以内 1.3% 融資期間 10年超 15年以内 1.5%	/

4. 全国石油商業組合連合会による支援事業

全国石油商業組合連合会では、土壤汚染の未然防止及び早期発見のため、「環境対応型石油製品販売事業支援事業」を公募し、揮発油販売業者が行う事業にかかる費用の一部を補助している。表V.3-4に環境対応型石油製品販売事業支援事業の概要を示す。

表V.3-4 環境対応型石油製品販売事業支援事業の概要

支援対象事業	事業概要	2018年 実績	2019年 実績	2020年 実績	2021年 実績
土壤汚染検知 検査事業	中小企業が運営している給油所の地下埋設タンクまたは地下埋設配管から石油製品等が漏えいしていないかどうかを、「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示に定める方法」で確認する際に、その検査費用の一部を国が支援する制度である。	3812件、 1億8,015 万円	3331件、 1億7,332 万円	2874件、 1億5,179 万円	3376件、 1億7,632 万円
地下埋設タンク・配管二次検査補助事業	中小企業の皆様が運営している給油所において消防法に定める地下タンク等の漏れの点検を実施し、タンクと配管を気相部微加圧検査などで一括して行い、異常が認められた場合に、地下埋設タンクに異常があるのか、配管に異常があるのか不明なので、異常箇所を特定するために、点検マンホールにあるタンクと配管の継ぎ手部分を分離してタンク・配管を個別に検査するもので、その検査にかかる費用の一部を国が支援する制度である。	1件、 12万円	2件、 21万円	—	—
漏えい検査管採取物調査補助事業	中小企業の皆様が運営している給油所の地下タンク周囲に設置されている漏えい検査管から水、ガスを採取し、その中に含まれるベンゼン、鉛、及び油分を調査する際に、その検査費用の一部を国が支援する制度である。	—	—	—	—
ボーリング調査補助事業	中小企業の皆様が運営している給油所の敷地に、一例として10メートル四方の区画を設定し、その全区画の土壤及び地下水をボーリング方式により採取し、それらの試料に含まれるベンゼン、鉛、及び油分の含有量等を調査する際に、その検査費用の一部を国が支援する制度である。	—	—	—	—
油含有土壤等除去補助事業	中小企業の皆様が運営している給油所の敷地で、あらかじめボーリング等で採取した土壤及び地下水を分析した結果、ベンゼン・鉛は基準値を超えていないが油分、油臭・油膜が含まれた土壤があり、かつその土壤の範囲が明確な場合において、その土壤等の除去及び処理等を行う際に、その費用の一部を国が支援する制度である。	—	—	—	—

出典：全国石油商業組合連合会 HP

第3回検討会において、委員から、全国石油商業組合連合会による土壌汚染検知検査事業は毎年3000件以上の支援実績があるが、業界による働きかけを行ったのかどうか、とのコメントがあったため、追加ヒアリングを行った結果、消防法で義務付けられた年1回の点検のタイミングやSS廃止時の契機を考慮すると、それほど多い実績ではないとのことであった。また、全国石油商業組合連合会のホームページに掲載している程度で特段制度の利用を促進するための働きかけはしていないとの回答を得た。また、「土壌汚染検知検査事業」は施設更新を前提としており、検査で油が検出された場合には、掘削除去で清浄土に入れ替え、あるいは原位置浄化（バイオレメディエーションや揚水曝気）が行われるケースが多かったとの回答であった。

5. 株式会社日本金融公庫による民間融資

(株)日本政策金融公庫では「環境・エネルギー対策資金」として中小事業者が、大気汚染防止・アスベスト対策、水質汚濁防止等の公害防止設備の導入を行う際の設備導入等資金や、PCB廃棄物の処分委託費等に対する融資制度を設けており、土壌汚染対策関連については平成30年度に新設されている。本制度の運用についてヒアリングを行ったところ、調査と対策で区別した融資上限は考えておらず、長期の融資になるので、継続的な事業活動による返済を前提に考えており、廃業時も内容によっては融資可能であるとの回答が得られた。また、形質変更時要届出区域であっても同様に融資可能な場合がある。

表 V.3-5 環境・エネルギー対策資金（土壌汚染対策関連）の概要及び融資実績

項目	内容
利用対象者	土対法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要な措置を行う者（ただし、業として当該措置を行う方を除く）。
資金使途	土対法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要な措置を行うために必要な長期運転資金長期運転資金には、建物等の更新に伴い一時的に施設等を賃借するために必要な資金を含む。
融資限度額	直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円
返済期間	7年以内（うち据置期間2年以内）
利率（年）	<u>基準利率</u> ただし、土対法に基づく義務、指示または命令により行う方が必要な資金については <u>特別利率</u> ③（土壌汚染対策法に準じて定められた地方公共団体の条例に基づく義務、指示または命令により行う方は除く。） ※なお、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用される。

利用対象者	土対法に規定する特定有害物質による土壌汚染の調査、除去、当該汚染の拡散の防止、その他の必要な措置を行う者（ただし、業として当該措置を行う方を除く）。
融資実績 (2021年4月～12月)	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベスト対策 3件、88百万円 ・水質汚濁防止 3件、204百万円 ・産業廃棄物・リサイクル関連 21件、2,493百万円 ・土壌汚染対策 1件、10百万円

出典：2022年版 中小企業白書（HTML版）

VI. 普及啓発活動

1. セミナーの企画及び目的

土対法は平成21年4月の法改正後の施行状況を踏まえた見直しが行われ、平成29年5月に改正法が公布された（平成31年4月1日全面施行）。施行に合わせて土壌汚染対策法ガイドライン（平成31年3月改訂（環境省））が発行されたが、同法の度重なる改訂などのため、制度の理解が進んでいない現状がある。中小事業者にとって、事業操業中に土壌汚染状況調査等が必要となる機会は少なく、土対法を認知していない事業者も多いことから、事業の継承・廃業や土地の売買等により、土壌汚染対策が必要になる可能性のある中小事業者に対して土壌汚染対策が重要であることを認識・理解してもらうためのセミナーを実施した。

2. セミナー運営上の留意点

- ・ meti-channel にて公開中の映像資料「ご存じですか？土壌汚染対策法のこと（R3年度制作）」、経済産業省 HP [水質汚濁の防止及び土壌汚染対策に係る取組（METI/経済産業省）]
https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/kankyokeiei/water_and_soil/index01.html にて公開中の「今すぐ始める土壌汚染対策ガイドブック PDF（R4年度）」、融資制度の調査結果をセミナー内で併せて紹介した。
- ・ セミナー告知はDMの他、メルマガ、クラウドサービス等を用いて効果的に活用した。
- ・ セミナーで取り上げるテーマは企画及び運営方法とともに提案し、経済産業省と調整の上、決定した。

3. セミナー開催の概要

- ・ 開催日程：令和6年2月1日～令和6年3月10日
- ・ 開催方法：オンデマンド配信方式（YouTubeにて配信）とした。
- ・ 開催時間：1.5時間程度 [開催挨拶、各種説明（3講演）]
- ・ 主な対象者：土壌汚染対策や土壌汚染状況調査を検討の中小企業事業者、土地所有者
- ・ その他：オンデマンド配信期間は、講演資料を公開した。

4. セミナー（講演）の内容

《講演1：土壤汚染対策法に関わる事業の継承》

担当講師		内容
氏名	中島 誠	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業を承継するに当たって土壤汚染状況調査が必要となるケースおよび調査の猶予（法第三条ただし書き）が可能なケース ・ 操業中から土壤汚染調査・対策を行うメリット ・ 地歴情報の保管の意義
所属	国際興業株式会社 フェロー	

《講演2：土壤汚染地の売買・相続等に関する法制度》

担当講師		内容
氏名	鈴木 弘明	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の資産評価の考え方の紹介 ・ 相続土地国庫帰属制度の紹介と不動産登記法の施行 ・ 土壤汚染地調査・対策に関わる融資制度の現状
所属	八千代エンジニアリング株式会社 地質・地盤部技師長	

《講演3：土壤汚染の対策および汚染地の活用事例》

担当講師		内容
氏名	須藤 正大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土壤汚染対策アドバイザー派遣制度の概要と位置づけ ・ 工場跡地等における持続可能な土壤汚染対策支援事業の紹介 ・ 「中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン」および「持続可能な土壤汚染対策ガイドブック」の紹介
所属	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 課長代理	



図VI.4-1 令和5年度土壤汚染対策セミナー告知動画

5. セミナー企画のスケジュールについて

本セミナーは、オンデマンド形式での動画配信とし、動画の最後にアンケート回答フォームへ誘導し、集計を行った。

本セミナーに関するスケジュールは以下のとおりであり、令和6年2月1日から令和6年3月10日まで講演動画を配信した。なお、セミナー動画の作成に際して、撮影・編集については株式会社 ZOU に業務委託を行った。

表 VI. 5-1 セミナー企画に関するスケジュール

項目	2023 年			2024 年			
	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
動画作成準備							
撮影・編集（株式会社 ZOU）							
オンデマンド配信							
アンケート集計							
広報依頼							
広報							

6. セミナー広報について

セミナー内容、日程が確定した段階で、図 VI. 6-1 に示すセミナー広報チラシを作成した。

YouTubeにてオンデマンド配信
2024年2月1日～3月10日

視聴無料

令和5年度 土壌汚染対策セミナー

一知って備えて、将来の経営リスク低減を

対象者：
土壌汚染対策や土壌汚染状況調査をご検討の
中小企業事業者、土地所有者の皆様

事業の承継や土地の売買の際、土壌汚染対策が必要となるケースがあります。本セミナーでは、土壌汚染対策法に関わる事業の承継、土壌汚染地の売買・相続に関する法制度や土壌汚染の対策及び汚染地活用事例について紹介します。

講演 1
土壌汚染対策法に関わる事業の承継
・事業を承継するにあたり、土壌汚染状況調査が必要となるケースや調査の箇所が可能なケースについて解説します。
・投資家から土壌汚染に関する調査や対策を行うことへのメリットについて解説します。
・土壌汚染状況調査において「地歴情報」を保管しておくことの意義・重要性について解説します。

講演 2
土壌汚染地の売買・相続等に関する法制度
・土地の買得時価において土壌汚染に関わる原価の考え方を紹介します。
・土地の相続にあたって、令和5年4月27日に施行された「相続土地国庫帰属制度」における土壌汚染地の位置づけ、および令和6年4月1日から施行される「相続登記の義務化」について解説します。
・土壌汚染地の調査・対策に関わる税制制度、助成制度の現状について紹介します。

講演 3
土壌汚染の対策及び汚染地活用事例
東京都が実施している土壌汚染に関する支援事業を紹介いたします。
・土壌汚染対策アドバイザー派遣制度（無料）の位置づけとしくみ
・工場跡地等における持続可能な土壌汚染対策事業の紹介
・中小事業者のための土壌汚染対策ガイドライン（改訂版）および「環境・経済・社会に配慮した持続可能な土壌汚染対策ガイドブック」の紹介

中島 誠
国際航業株式会社 フェロー

鈴木 弘明
八千代エンジニアリング株式会社
地質・地盤部 技師長

須藤 正大
東京都 環境局 環境改善部
化学物質対策課 課長代理

専用 URL <https://www.youtube.com/channel/UCIFvbiNPbhkNbdR7FhEzOQ>

セミナー期間中 WEB にて配信。詳しくは上記専用 URL をご確認ください。

お問い合わせ先：八千代エンジニアリング株式会社 担当 山本 TEL:03-5822-6827 (運営事務局)

図 VI. 6-1 セミナー広報チラシ

セミナーの開催に際して、広報を依頼した団体や企業を表VI. 7-1 に示す。

広報方法は、表VI. 6-2 に示す各団体への広報依頼のほか、製造業関連企業 18,683 社に対してもクラウドサービスを用いたダイレクトメールによる広報を 2 月 1 日に実施した。

第 3 回検討会委員意見を踏まえ、下記対応が「未定」及び「不可」となっている団体に対して再度の広報依頼を実施した。

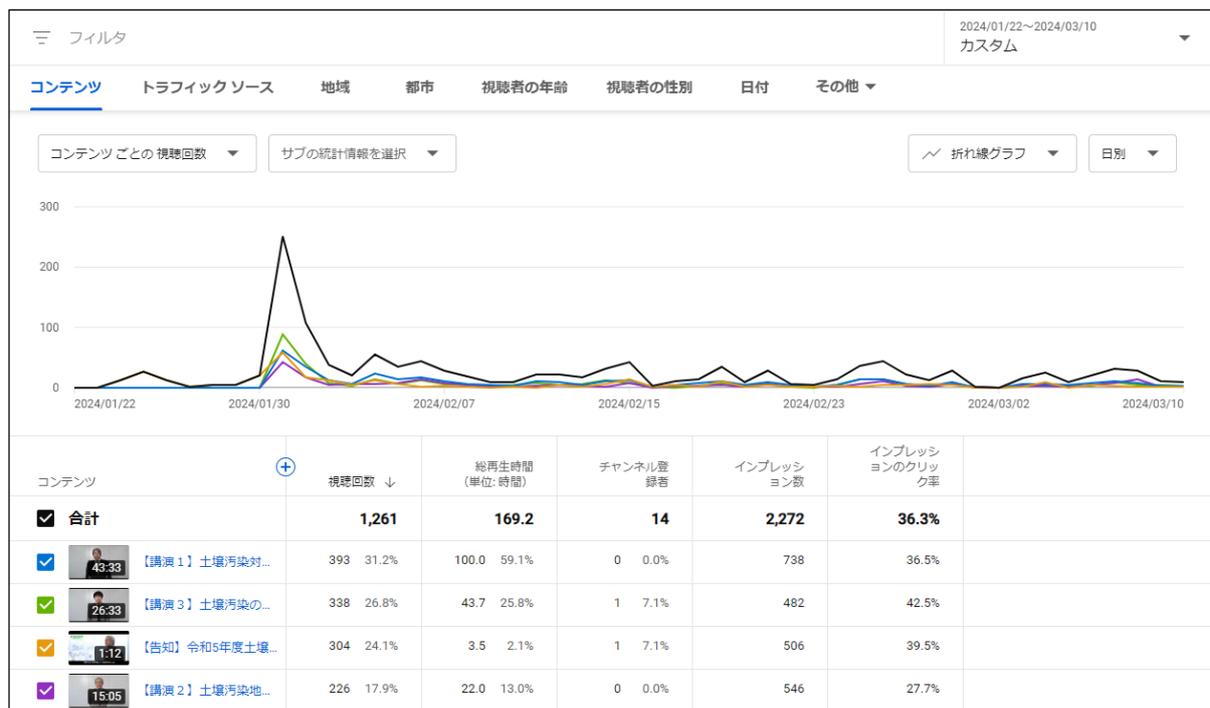
表VI. 6-2 広報依頼状況

団体名	対応	広報方法
全国商工会連合	不可	(緊急時以外は対応しないこととしているため、見送りとなった)
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会	可	展示会場でのパネル展示と PDF 印刷物の配布
全国鍍金工業組合連合会	可	HP に掲載
(一社) 日本化学工業協会	可	(環境関連局に連絡済み)
日本自動車工業会	不可	(今回は、見送り)
日本自動車車体工業会	可	HP に掲載
日本自動車車体整備協同組合連合会	可	メール配信
全国石油商業組合連合会	可	機関紙(紙面掲載)と web コンテンツにて掲載
石油連盟	可	メール配信
全国中小企業団体中央会	可	メルマガ配信
日本商工会議所	可	HP に掲載
日本工業塗装協同組合連合会	可	HP に掲載
(一社) 日本印刷産業連合会	不可	(内容が理解できず、各団体への説明ができないため、見送り)
(一社) 日本塗料工業会	可	FAX 送信及びメール配信
化成品工業協会	可	HP に掲載
日本産業洗浄協議会	可	HP に掲載
経済産業省	可	HP に掲載
中小企業庁	可	ネットマガジンにて広報掲載
(一社) 産業環境管理協会	可	機関誌「環境管理」に掲載

7. 講演動画視聴状況及びアンケート結果について

7.1 講演動画視聴状況について

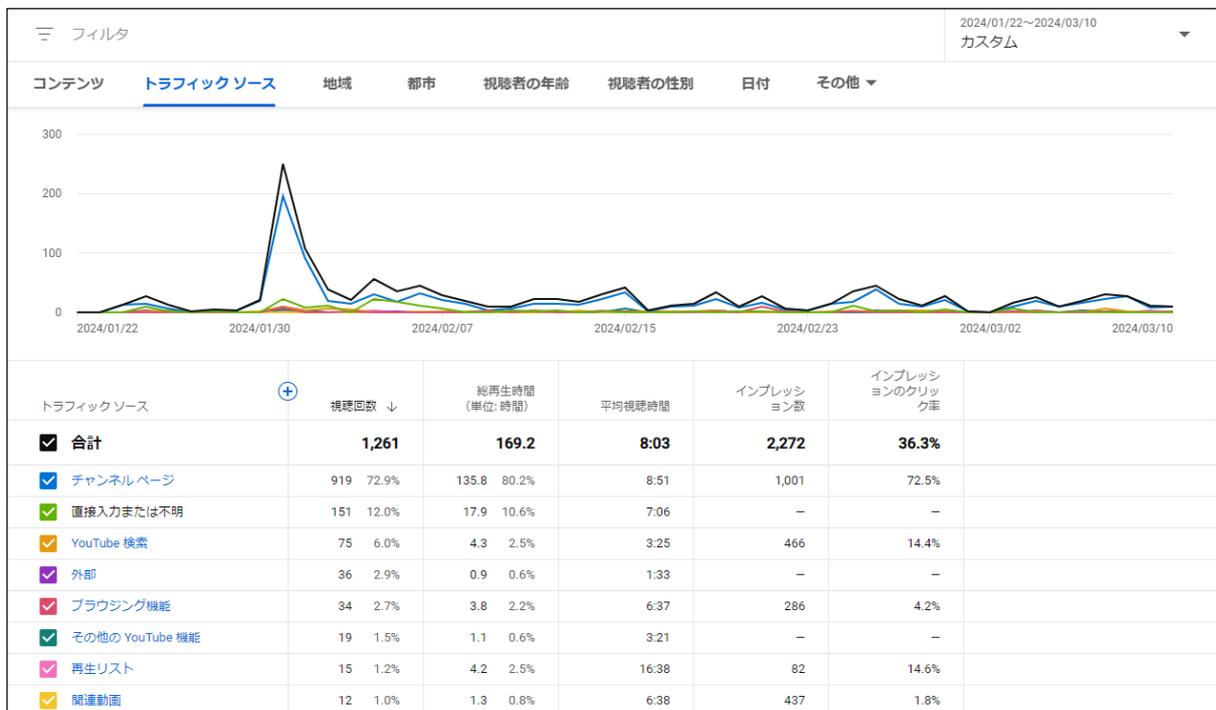
動画視聴回数の推移を図VI. 7-1 に示す。本図は1月 22 日から3月 10 日までの期間を対象として作成した。総視聴回数は、講演 1 が 393 回、講演 2 が 226 回、講演 3 が 338 回、告知動画が 304 回であり、計 1,261 回再生となっている。また、インプレッション¹のクリック率は全体を通して 36.3%となっている。



図VI. 7-1 動画視聴回数の推移

¹ インプレッション：YouTube 動画のサムネイルがユーザーに表示された回数のこと。

トラフィックソース毎の総視聴回数を、図VI. 7-2に示す。同図から、チャンネルページ（運営事務局）が72.9%を占める結果となっており、インプレッションのクリック率も72.5%となっていることから、視聴者の殆どはチラシ等で告示したチャンネルページ経由で動画にアクセスしたことを確認した。



図VI. 7-1 トラフィックソース毎の動画視聴回数の推移

7.2 講演動画のアンケート結果

セミナーの開催にあたり、視聴者にはアンケートを合わせて依頼した。セミナーの視聴については、関心をもっていただいたが、アンケートに関してはほとんど回答を得ることができず、今後の普及啓発に関する意見等はなかった。

Ⅶ. 検討会の実施

事業者等が適切かつ円滑な土壌汚染対策を進めるうえで、必要とする情報について整理、検討をするための検討会を開催した。

1. 検討会の開催

現行土対法の運用状況について、事業者等側から見た課題を整理し、解決に向けた方向性について議論するため、土壌汚染対策の専門家、事業者及び地方自治体等7名の委員により構成した「土壌汚染対策等検討会」を設置した。検討委員を表Ⅶ.1-1に示す。

表Ⅶ.1-1 検討委員

(敬称略、五十音順)

氏名	ご所属
川邊 能成	早稲田大学創造理工学部環境資源工学科 教授
◎小林 剛	横浜国立大学 大学院環境情報研究院 自然環境と情報部門 准教授
須藤 正大	東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課 課長代理 (土壌地下水汚染対策総括担当)
巢山 廣美	出光興産株式会社経営企画部 サステナビリティ戦略室アドバイザー 元経団連環境管理WG委員 元石油連盟環境部会土壌WG主査
中島 誠	国際航業株式会社 フェロー 防災環境事業部 (地盤環境研究)
西田 寛子	千葉県 環境生活部 水質保全課 副課長
森 二郎	一般社団法人日本化学工業協会 環境安全委員会環境部会 主査

◎：委員長

開催方式は、対面とオンラインを併用したハイブリッド形式とし、計3回開催した。検討事項として、過去調査等において特に問題意識の高かった以下のテーマを取り上げた。

- (1) 地歴調査に関する課題
- (2) 臨海部特例区域に関する課題と利活用に向けた対応策
- (3) 土壌汚染対策に利用可能な融資制度

1.3 第3回検討会 開催概要

■日時：令和6年2月20日（火）10：00～12：00

■場所：八千代エンジニアリング株式会社 16階会議室（東京都台東区内）

■出席者（敬称略）

（委員）：◎小林 剛 川邊 能成 須藤 正大 中島 誠

森 二郎（◎委員長）

（経済産業省）：産業技術環境局 環境管理推進室

（事務局）：八千代エンジニアリング株式会社

■議事

- （1） 前回議事録の確認
- （2） 地歴調査に関する課題解決の方向性の検討
- （3） 臨海部特例区域の活用に向けた提言案の検討
- （4） 令和5年度検討課題のまとめ
- （5） 融資制度に関する追加報告
- （6） 土壌汚染対策セミナー開催状況
- （7） 令和5年度報告書構成案
- （8） 詳細調査に関する検討課題

2. 検討会の内容

2.1 臨海部特例区域の活用に向けた提言案の検討

（1）第1回検討会

臨海部特例区域の指定状況及び令和4年度までの検討内容を整理し、提言案に係る着目点として考えられる項目を、第1回検討会にて提示した。議論の詳細は3.2を参照。

提言案に係る着目点として考えられる項目

- 人為等由来による汚染のおそれと比較的多い土地の土壌や土壌汚染が確認された土壌について、どのような扱い方が考えられるか？
- 区域に指定されていない土地を臨海部特例区域に申請する流れについて、改善方法を提案することは可能か？
- 臨海部特例区域における「施行管理方針」について、改善方法を提案することは可能か？
- 臨海部特例区域の指定を受けることによるメリット（規制緩和による手続き簡略化）に対して、デメリットである経済的損失（資産価値の下落、高額な残土処分費）の方が大きいというのが総合的な課題であるが、現状のデメリットとバランスさせるメリットとは何があるか？

(2) 第2回検討会

第1回検討会での指摘事項（意見・課題点）を踏まえ、臨海部特例区域の利活用に向けた論点整理を行った。詳細は3.2を参照。

また、事務局より下記の観点から提言の方向性を提案した。

- ・ 提言の方向性1：臨海部特例区域への申請の流れ
- ・ 提言の方向性2：人為等由来による汚染のおそれ比較的多い土地の扱い

《方向性1：臨海部特例区域への申請の流れ》

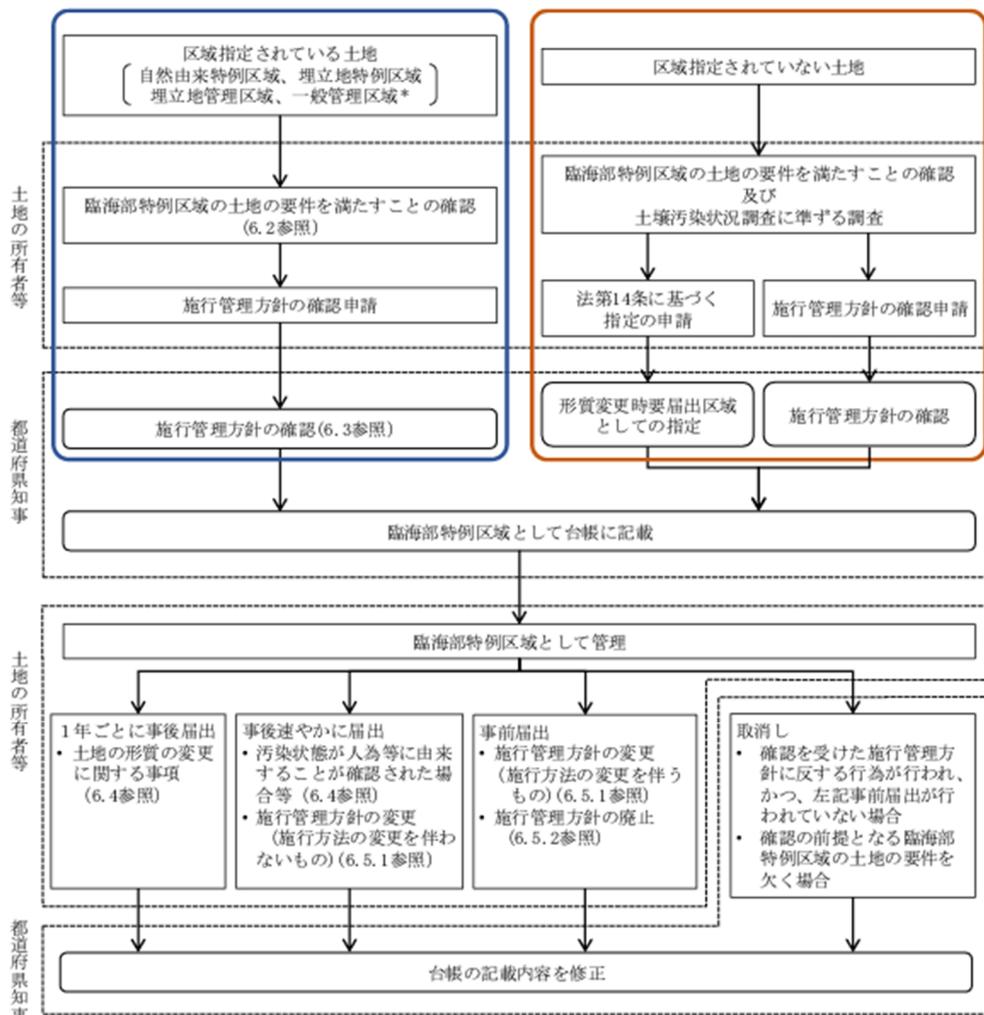
臨海部特例区域の申請方法は以下の2つがある。

- (1) 既に区域指定されている土地について申請する方法
- (2) 区域指定されていない土地から申請する方法

(2)の方法は煩雑であることから、(1)の流れに従い、step1：形質変更時要届出区域への申請、step2：臨海部特例区域への申請と2段階で実施すれば手続きは簡素化できるのではないかと。

臨海部特例区域に関する制度の流れ

(土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン、p. 793)



*表6.2.1-1右欄(汚染が専ら水面埋立て土砂に由来するものの要件)の①を満たす土砂で埋め立てられた一般管理区域

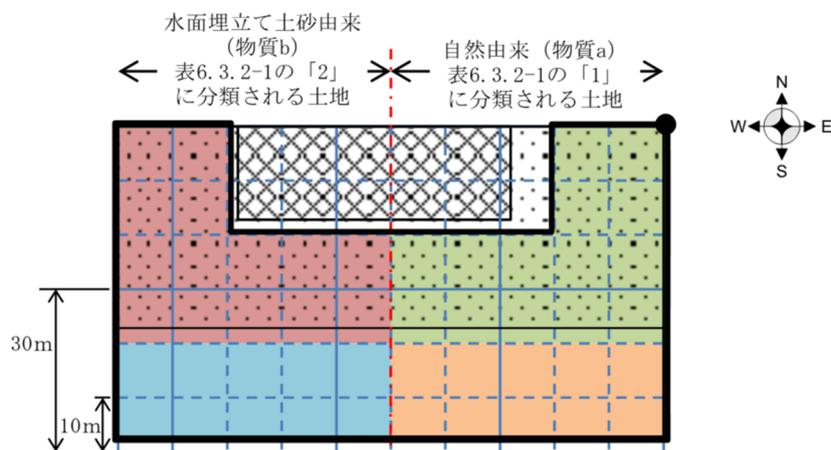
《方向性2：人為等由来による汚染のおそれが多い土地の扱い》

現行の土対法では、「人為等由来による汚染のおそれが多い土地」や「人為等由来による汚染が認められた土地」の範囲は臨海部に位置していても臨海部特例区域に申請することはできない。汚染物質が自然由来であろうと人為等由来であろうと、健康被害への防止策ができていれば、本目的は達成していると考えられる。したがって、人為等由来による汚染に関わる土地の範囲についても形質変更の記録を残すことにより、土壤の移動履歴は管理される。臨海部特例区域の対象土壤を緩和することで活用が広がるのではないか。

(注) ただし、臨海部特例区域を廃止した時点で、当該土壤の位置及び移動先については、人為等由来汚染の調査が必要となる。

施行管理方針の確認申請を行う土地（物質cを使用する事業所）をエリア分けした図

（土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン、p. 811）



凡例

- : 施行管理方針の確認申請を行う土地 (物質cを使用する事業所)
- : 人為等由来の汚染 (物質c) のおそれが多い土地 (臨海部特例区域に指定不可)
- : 人為等由来の汚染 (物質c) のおそれが少ない土地
- : 人為等由来の汚染 (物質c) のおそれがない土地
- : 起点
- : エリアA
- : エリアB
- : エリアC
- : エリアD

エリア名	土地の区分	汚染状態	土地の形質の変更の施行方法
エリアA	自然由来（規則第49条の3第1項第2号の1）かつ人為等由来の汚染のおそれが少ない土地	物質a：状態p	一般管理区域
エリアB	自然由来（規則第49条の3第1項第2号の1）かつ人為等由来の汚染のおそれがない土地	物質a：状態p	自然由来特例区域
エリアC	水面埋立て土砂由来（規則第49条の3第1項第2号の2）かつ人為等由来の汚染のおそれが少ない土地	物質b：状態p	埋立地管理区域
エリアD	水面埋立て土砂由来（規則第49条の3第1項第2号の2）かつ人為等由来の汚染のおそれがない土地	物質b：状態p	埋立地特例区域

(3) 第3回検討会

第1回及び第2回検討会での指摘事項（意見・課題点）を踏まえ、臨海部特例区域の利活用に向けた現状の課題を整理のうえ対応案を検討した。検討結果は「Ⅲ-3-3.3 検討結果」に示したとおりである。

2.2 地歴調査に関する課題解決の方向性の検討

(1) 第1回検討会

地歴調査に関する課題及び令和4年度までの検討内容を整理し、提言案に係る着目点として考えられる項目を、第1回検討会にて提示した。

提言案の着目点として考えられる項目

- 法令、通知、ガイドライン等から地歴調査のポイントとなる項目を抜粋し、手引き等を作成することは有効か？また、必要な項目は？
- 地歴調査に関する過去～現在までのQ&Aを取りまとめることに意義があるか？
- 広く地歴調査の理解を得るために Appendix の概要を取りまとめることに意義があるか？
- 事業者の記録保存の意識を高めるよう普及啓発を実施するためには、どのような活動が必要か？
- 地歴情報の保存や公開について自治体サイドのデジタル化取り組みの一環で何か提言することは可能か？ 公開できない場合の阻害要因は何か？
- 自然由来のリスク把握について、自然由来の汚染土壌に係るデータベース化を含め、どのようなことが可能か？

(2) 第2回検討会

第2回検討会では、第1回検討会での指摘事項（意見・課題点）を踏まえ、地歴調査に関する課題解決の方向性の論点整理・対応方針の検討を行った。

地歴調査の方法

《論点等》

- 指定調査機関に対する Appendix18 や Appendix19 の周知の方策（なぜ認知されていないのか）
- 地歴調査の実施において最低限必要な事項の提示（最低限必要なライン、ポイントはどのあたりになるか）
- Q&A, 調査・対策事例等から 地歴調査に関する優先順位付けし、重要ポイントを集約した資料の必要性
- 申請パターンを想定した重要ポイントに絞った 手引きの必要性
- 事業者向けのガイドラインの必要性（環境省のガイドラインは指定調査機関向けの内容

となっている)

《対応方針（案）》

- 土壤汚染状況調査（試料採取）において地歴調査結果が基本になっていることの周知を行う
- 地歴調査段階で一時的に終了する（以降の土壤汚染状況調査を実施しない）事例への対応（留意事項）を示す必要がある

事業者における情報の保管・引き継ぎ

《論点等》

- 行政側での記録・保存方法，事業者における地歴情報の保存方法の検討の必要性
- 事業者等における土対法の理解促進の方策
- 先進的な取組みを行っている自治体等の知見の共有（条例等に基づく独自の手引きの作成）
- 適切に記録保存している事業者の優良認定
- 情報の記録、保存の奨励を目的とした、届出申請におけるインセンティブ（地歴調査段階の簡素化等）の付与

【参考】

- ・ 東京都では、条例で土地所有者に情報の引継ぎ・保管に関する義務規定を設けている。
- ・ 千葉県では、事業者と環境保全協定を結び、地歴調査結果を保存してもらう取組を実施している。

《対応方針（案）》

- ◆ 地歴調査結果を保管しておく事の重要性について、セミナーや広報資料等により事業者への注意を喚起すると共に、留意事項をまとめたパンフレット等の作成について検討する。
- ◆ 有害物質使用特定施設が立地していない土地においても情報の保管が必要なことを周知する（法第4条）。

行政における情報の開示（情報の共有と利便性）

《論点等》

- 地歴に関わる資料の保管期限の制度化の必要性
- 目的を限定した情報公開方法の検討の必要性
- 事業所から行政に届出されている有害物質に関連するデータの閲覧システム開発の必要性（ワンスオンリー化） ⇒ PRTR情報は、既に利用されている。

《対応方針（案）》

- ◆ 地歴調査で汚染のおそれがなかった土地（および土壤汚染状況調査として汚染が認められなかった土地）を公開するインセンティブを明らかにしてはどうか ⇒ 例：東京都の取り組み事例のセミナー等での紹介
- ◆ 水質汚濁防止法有害物質特定施設情報と土壤汚染対策法との連携
- ◆ 行政における地歴情報の保存項目と公開項目の原案を検討してはどうか

その他（自然由来等）
<p>《論点等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 自然由来と人為等由来による汚染の明確な判別手法の検討が必要 ➤ バックグラウンドデータベースの構築が必要（地球化学図／表層土壌評価基本図等の活用も含めて） ➤ 自然由来の汚染土壌をデータベース化し、濃度基準を定め盛土材として利用する可能性 <p>《対応方針（案）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然由来の汚染土壌の判定方法に関する知見の収集・検討 ■ 土壌溶出量と土壌含有量のバックグラウンドデータベース作成および現在作成されているバックグラウンドデータ（ほとんどは全含有量）の活用方法の検討

（3）第3回検討会

第3回検討会では、第1回・第2回検討会での意見を踏まえ、①地歴調査の方法、②情報の保管・引き継ぎ・開示、③自然由来の汚染土壌の取扱いの観点から、地歴調査に関する課題と考えられる対応案について整理を行った。検討結果は「IV-2-2.3 検討結果」を参照。なお、委員からの指摘を踏まえ、第3回検討会の資料4について、以下の追記修正を行った。

地歴調査の方法（追記）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一業態の中でも工程・処理の方法により使用する有害物質が異なり、それらの特定に時間を要し、非効率な現状がある。 ・ 使用が想定される有害物質の情報整理を行うことにより、調査の効率化が期待される。
情報の保管・引継ぎ・開示（追記）
<ul style="list-style-type: none"> ・ M&A 等で行われるデューデリジェンスの Phase1 調査も対象にすることが望まれる。
自然由来の汚染土壌の取扱い（追記）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体毎・地域毎に地質、地層情報をデータベース化し、自然由来と人為等由来の判断に資するツールとして活用することが望まれる。

2.3 その他検討が必要と考えられる課題点

（1）詳細調査

「詳細調査」の位置づけは、第二次改正法において施行通知（土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について〔平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号〕）において初めて定義された。第二次改正法以前は、ガイドラインにおいて「選択した措置の実施に当たって基準不適合土壌のある範囲及び深さを把握する必要がある場合」実施する調査とされていた。第二次改正法においては、“汚染除去等計画”の作成のために必要な情報をボーリングによる土壌の採取及び測定その他の方法により把握することとなり、調査の目的が増えている。詳細調査の内容は、法に定められているものではなく、ガイドラインに例示として記述されている。

詳細調査に関する課題点を抽出のうえ、第1回検討会で事務局より以下の検討（案）

を提示した。

詳細調査における課題点の抽出・検討(案)

汚染除去等計画作成に際して実施する詳細調査は、区域の指定に関わる土壤汚染状況調査とは異なり、その手法が法令で規定されていない。

また、詳細調査は、要措置区域に指定された土地について、要措置区域の指定の解除（形質変更時要届出区域への指定変更ないしは区域指定の解除）を目的とした土壤汚染の除去等の措置を計画・実施するに当たって土壤汚染状況調査に加えて実施される。

この詳細調査の方法についてはガイドラインにおいて例示するに留まっているが、調査結果は自治体等（環境部局）が判断することになるため、ガイドラインの例示がそのまま実施されているケースがほとんどと考えられるが、各サイトの汚染特性（規模、地下水汚染の有無等）を考慮した調査方法が十分に明記されていないため、ガイドラインに記述された以上の調査が実施されている可能性がある。そこで、詳細調査の実施における課題点等について抽出し、必要な対応策について検討することとしたい。

本年度（令和5年度）は、予備的な調査として大手建設会社（3社程度）に対してヒアリング調査を行う計画である。

※規模別（900m²以下、900～10,000m²、10,000m²以上）、物質別（第一種特定有害物質、第二、三種特定有害物質）、濃度別（第二溶出量基準適合、第二溶出量基準不適合）等の各ケースに分けてヒアリングを行ってはどうか？

詳細調査に関する委員からの主なコメントを以下に示す。

詳細調査の実施機関

- ・詳細調査は、指定調査機関を調査実施者として限定していない。詳細調査についても調査会社が事業者向けにしっかりコンサルティングできるような法体制となるとよい。
- ・現状、詳細調査の方法はガイドラインでの例示に留まっているため、指定調査機関との関係を法令で定められないことが、詳細調査の実施者が指定調査機関に限定されていない要因としてある。
- ・土質や水理条件を加味せずに調査する事業者がいて、汚染を拡散させる可能性もあるので、配慮事項はあった方がよい。

詳細調査の対象

- ・1万m²以上の土地を調査対象とする案件はそこまで多くないのではないか。900m²から1万m²の範囲が一般的だと思われる。
- ・詳細調査に関するヒアリングを実施する場合、大手建設会社は900m²以下の土地を調査することは少ないため、小規模な調査を実施する地質系調査会社もヒアリング対象に加えるとよいのではないか。

ガイドラインの例示

- ・ガイドラインの例示はかなり限定的なため、詳細調査を実施する会社にとって、例えば平坦でない現場での平面の絞り込みをどのようにすべきかなど細かい点の判断が難しい。自

自治体も答えを持ち合わせていないため、なかなか解決が難しい状況。道筋は何かしら示さなければいけないのではないか。実際に自治体に対応に困った事例等を集め、ガイドラインの例示の充実を図ることを環境省に要望してはどうか。

詳細調査の方法

- ・ 指定区域では単位区画ごとに汚染を扱っているが、詳細調査については指定区域の規模ではなくて、汚染状況（濃度や汚染物質）によって判断しないと難しいのではないか。
- ・ 場所によって汚染の深さが異なる可能性もあり、対応が難しい。
- ・ 平坦でない対象区域で平面方向絞り込みを行う場合、各地点でどのように試料採取深度を設定するか、また、四角でない区画で平面絞り込みを行う場合、ガイドラインで例示されている位置以外で絞り込みを行ってもよいのか等、適用が認められる想定外のケースについての規定も必要。
- ・ 平面絞り込み等の指導については、自治体によってかなり違いがある。事業者によってガイドラインの解釈も異なるため、平面絞り込みは課題として挙げられる。
- ・ 調査実施者がどこまで遵守する必要があるか、調査結果を受け取る都道府県等の判断基準が不明確である。

詳細調査については、以下のような事項の検討が今後必要であると考えられる。

- ・ 指定区域の規模に応じた詳細調査の方法の検討
- ・ 目標土壌溶出量・目標地下水濃度を設定する場合の詳細調査の方法の妥当性
- ・ 地下水汚染を考慮した対策に向けた詳細調査の方法の検討

なお、予備的な調査として4社(大手建設会社：3社、対策も実施する調査会社：1社)にヒアリングを実施した。結果の概要を以下にとりまとめた。

1. 土壌汚染地の規模：小規模(900 m²以下)

1-1 第一種特定有害物質の基準不適合事例

- 1) 詳細調査の実施事例：ある 4/4
- 2) 詳細調査実施時の課題：ある 4/4
- 3) 課題の概要

- ・ 狭隘な土地が対象となるため、ハンディタイプの機械式ボーリングにより深さ10 mまでの調査を実施せざるを得ず、多くの時間を要するケースなどがあり、第一種特定有害物質の調査深度においても技術者の判断による対応が可能にすることが望ましい。
- ・ 高濃度の汚染では、土壌ガスが不検出な区画においても第一帯水層の底に汚染が認められるケースがあるので留意が必要である。
- ・ 指示措置を決めるために必要となる地下水調査の実施者が明確に示されていない。
- ・ 詳細調査で基準適合が確認された区画について措置実施前に区域指定の解除を申請する様式がない。

1-2 第二種または第三種特定有害物質の基準不適合事例

- 1) 詳細調査の実施事例：ある 4/4
- 2) 詳細調査実施時の課題：ある 3/4
- 3) 課題の概要

- ・単位区画内の平面的な絞り込み調査が汚染のおそれが比較的多い方向ではできないと指導を受けたことがある。法律や施行規則等に記載されていない指導を行う場合は、内規でルールを明確にするか、技術者の判断による対応が可能にすることが望ましい。
- ・単位区画内の絞込調査において絞込調査を行うことで、汚染の深さが当初確定した深さよりも深くなってしまう可能性がある。当初の詳細調査で確定した汚染の深さが覆されない絞込調査とすべきではないか。
- ・深度方向の調査を実施する場合は、原則 10 m (又は帯水層底面) までの分析結果を要するか、または 2 m 連続の基準適合を確認すれば良いのか、自治体によって指導内容が異なるので事業者への説明に苦慮している。
- ・土壌汚染状況調査で第二溶出量基準不適合が確認された場合、自治体によっては地下水質の測定を指導、または要望されるケースがあり、ルールの明確化が必要である。
- ・指示措置を決めるために必要となる地下水調査の実施者が明確に示されていない(再掲)。
- ・指示措置を決めるためには地下水調査が必要とされるが、土壌汚染が帯水層に達していない場合は、地下水調査は行わずに地下水汚染はないものと判断してよいのではないか。
- ・人為等由来による土壌汚染の詳細調査において浅部の土壌試料から順に分析を行い、2 深度連続して基準適合が確認できれば汚染深度が確定できるルールを明確化して欲しい。
- ・認定調査における土壌の搬入に係る記録を 1 年毎に届出する制度は、運用が困難と感ずるので、認定調査時地歴調査で土壌の搬入に係る情報の把握を行うようにするのが望ましい。

2. 土壌汚染の規模：中規模(900 m²～10,000 m²)

2-1 第一種特定有害物質の基準不適合事例

- 1) 詳細調査の実施事例：ある 3/4
- 2) 詳細調査実施時の課題：ある 2/4
- 3) 課題の概要

- ・指示措置を決めるために必要となる地下水調査の実施者が明確に示されていない(再掲)。
- ・第一種特定有害物質を含まない産業廃棄物が狭在する場合、土壌汚染調査としての試料採取深度の考え方を明確にして欲しい(例えば、深さ 2.5～3.5 m 区間が埋設廃棄物の場合)。

2-2 第二種または第三種特定有害物質の基準不適合事例

- 1) 詳細調査の実施事例：ある 4/4
- 2) 詳細調査実施時の課題：ある 3/4
- 3) 課題の概要

- ・第二種特定有害物質の認定調査では、土壌溶出量および土壌含有量の分析項目が未だ求められる事例がある。法改正により調査対象物質の絞り込みが可能となったことから、認定調査においても物質だけでなく分析項目までも絞り込めるようにして欲しい。
- ・深度方向の調査を実施する場合は、原則 10 m（又は帯水層底面）までの分析結果を要するか、または 2 m 連続の基準適合を確認すれば良いのか、自治体によって指導内容が異なるので事業者への説明に苦慮している(再掲)。
- ・土壌汚染状況調査で第二溶出量基準不適合が確認された場合、自治体によっては地下水質の測定を指導、または要望されるケースがあり、ルールの明確化が必要である(再掲)。
- ・指示措置を決めるために必要となる地下水調査の実施者が明確に示されていない(再掲)。
- ・指示措置を決めるためには地下水調査が必要とされるが、土壌汚染が帯水層に達していない場合は、地下水調査は行わずに地下水汚染はないものと判断してよいのではないか。
- ・人為等由来による土壌汚染の詳細調査において浅部の土壌試料から順に分析を行い、2 深度連続して基準適合が確認できれば汚染深度が確定できるルートを明確化して欲しい(再掲)。
- ・単位区画内の絞込調査において絞込調査を行うことで、汚染の深さが当初確定した深さよりも深くなってしまう可能性がある。当初の詳細調査で確定した汚染の深さが覆されない絞込調査とすべきではないか(再掲)。
- ・認定調査における土壌の搬入に係る記録を 1 年毎に届出する制度は、運用が困難と感じるので、認定調査時地歴調査で土壌の搬入に係る情報の把握を行うようにするのが望ましい(再掲)。

3. 土壌汚染の規模：大規模(10,000 m²以上)

3-1 第一種特定有害物質の基準不適合事例

- 1) 詳細調査の実施事例：ある 1/4
- 2) 詳細調査実施時の課題：ある 1/4
- 3) 課題の概要

- ・調査中に特定有害物質に含まれない残留性有機汚染物質(POPs)が発見され、作業員への健康被害の可能性が考えられ、試料の保管方法や臭気拡散対策が課題となった事例があり、土対法の対象以外の汚染物質に対する対応方法の記述が欲しい。
- ・帯水層の底の連続性が確認出来なかったことから、調査や対策実施深度の判断に難を

要した事例があった。汚染範囲の決定方法について、より具体的な調査方法等を示して欲しい。

3-2 第二種または第三種特定有害物質の基準不適合事例

3-1 第一種特定有害物質の基準不適合事例

- 1) 詳細調査の実施事例：ある 3/4
- 2) 詳細調査実施時の課題：ある 3/4
- 3) 課題の概要

- ・地下階におけるボーリング時に地下水が湧出し、周辺が浸水した事例があるため、事前の止水対策等の注意事項をガイドライン等に記載して欲しい。
- ・人為等由来による汚染で基準不適合となった砒素、ふっ素について、掘削除去措置を目的とした汚染の深さの調査で、深部で自然由来による土壌汚染が確認され、人為等由来と自然由来の評価および対策深さの設定に苦慮した。
- ・第二種特定有害物質が対象の調査において、人為等由来と自然由来の境界の判断に難を要したことから、ガイドライン等により具体的な判断方法や実施事例を示して欲しい。
- ・単位区画内の同一調査対象物質について、離れている表層の土壌調査地点とピット下等地中の調査地点がともに基準不適合の場合の詳細調査地点の決め方が明確ではない。

(2) その他の検討課題

詳細調査以外に、今後検討が必要な課題として以下の事項が挙げられた。

① 汚染のおそれ区分の判断基準の明確化

形質変更時要届出区域の中に有害物質取扱施設があった場合、該当施設については「汚染のおそれが多い」と判断するが、その周辺をどう評価するかは現状自治体の判断に委ねられている。土地の形質変更をする場合の汚染のおそれが多い、少ない、汚染のおそれがないという区分の判断において、明確な線引きが必要である。

② リスクの見える化

土対法において過剰な掘削除去等の措置が取られるひとつの要因として、基準値を超過した途端にその土地を非常に危険だと感じてしまう住民意識がある。産業技術総合研究所が開発した GERAS²などのリスク評価ツールを METI-LIS（低煙源工場拡散モデル）³のようにオーソライズして活用し、リスクを見える化することで、リスクに応じた管理が推進されることが期待される。

² GERAS（地圏環境リスク評価システム）：土壌・地下水等に負荷された汚染物質の時間的、空間的な分布を算出し、環境リスクや健康リスクを評価するシステム

³ METI-LIS（低煙源工場拡散モデル）：経済産業省と産業技術総合研究所が開発した発生源近傍用大気拡散モデル。煙突などから継続的に排出される大気汚染物質の周辺 10km 程度範囲の拡散濃度分布を計算するソフト。

③ 土対法における地下水汚染の取扱い

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては土壌と地下水とを必ずセットで考える必要があるため、土対法において地下水対策も考慮したほうが良いのではないかと、との意見があった。一方で、地下水の場合、下流側の浄化や対策は自治体が税金で対応するケースが多く、対策実施者が土地所有者に留まらない点などが課題として挙げられた。土対法に地下水対策を組み込む場合には、もらい汚染の調査方法等も含め、きちんとしたルール作りが必要であるとの意見が出された。

過去の検討会での主な検討事項（参考）

実施年度	調査事項
令和元年度	改正土壌汚染対策法が事業者等に与える影響の調査
令和2年度	リスク管理型措置を進めるうえでの課題 リスクコミュニケーションの事例
令和3年度	汚染のおそれの判断について 自然由来特例区域について（課題と対応） 臨海部特例区域について（メリットとデメリット）
令和4年度	土壌汚染物質バックグラウンド濃度地図に関するヒアリング調査 土対法の運用上に関して現状及び将来懸念されること 普及啓発等について

なお、今年度事業においては、情報収集までの作業となったが、今後、必要に応じて、分析、対応策等の次のステップへの展開を検討する。

VIII. まとめ

1. 臨海部特例区域の活用に向けた提言案

臨海部特例区域の利活用に関する課題として、人為等由来による汚染が対象外であること、広域での利用が想定されていないこと、形質変更の施行方法の規則が適用されること、区域指定されることにより資産価値が低下すること、などが挙げられた。また、自然由来の土壌汚染への対応など、事業者の責務ではない部分に対する制度的な負荷が大きい、汚染拡散リスクを適切に把握するための合理的な制度設計が必要である等の指摘があった。

今後の活用に向け、臨海部特例区域制度に関する事業者側のメリットを行政・事業者含めて広く認知拡大する一方で、臨海部特例区域の対象条件への人為等由来による汚染のおそれが高い土地の追加や、区域内での適切な自主管理と記録保存を前提とした各種手続きの簡素化などの規制緩和のほか、臨海部特例区域の必要性の議論や、土対法の指定区域の対象からの除外など、抜本的な制度見直しが望まれる。

2. 地歴調査に関する課題解決の方向性の検討結果

地歴調査に関する課題として、資料収集、現地確認を含めた地歴調査が属人化していること、汚染されていないことを証明するために膨大な作業や時間を要するケースがあること、遡及して収集できる過去情報に限界があること等があげられた。現在、土壌汚染状況調査・対策等に関する手引きとして、「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」が示されているが、主に指定調査機関等を対象とした内容となっていることや、1000 頁を超える膨大な内容となっており、分かりにくい、使いにくいといった指摘がある。地歴調査に関する理解促進や判断基準の標準化のため、ガイドラインにおける事例の充実や、事業者や自治体担当者向けの簡易版ガイドライン等の整備、各種届出情報のデジタル化の推進等が望まれる。この他、同じ業態で工程・処理の種類ごとに想定される有害物質に関する情報を整理し、調査の効率化を図るといった対策が考えられる。

情報の保管・引き継ぎ・開示については、地歴に関する資料は企業において一般的に 10 年程度で廃棄される現状があり、民間での長期保存が難しいことが示唆された。また、中小事業者等で土対法の認知が進んでおらず、地歴情報の保管の必要性が意識されていない現状がある。対応案として、デジタル化を活用した地歴情報保管のためのデータベース構築、事業者等に向けた地歴情報の保管・引継ぎの必要性、重要性の理解促進を図ること等が考えられる。

自然由来の汚染土壌に関しては、自然由来であることを証明するために膨大な調査を要するケースがあるため、可能であれば、自治体毎・地域毎に地層情報をデータベース化することが望まれる。また、地歴に関する情報公開に強い懸念を示す事業者や住民も多いため、不動産業界等も含めた関係者向けに、健康リスクの考え方、リスクに応じた合理的な土壌汚染対策に関する情報を提供することが重要である。

3. 融資制度に関する調査結果

土壌汚染対策基金、地方自治体における融資・助成制度、全国石油商業組合連合会による環境対応型石油製品販売業支援事業等の融資制度、(株)日本政策金融公庫による「環境・エネルギー対策資金」についてそれぞれ調査を行った。

土壌汚染対策基金については、土対法施行以降、2 事例しか助成実績がない。ヒアリングの結果、要措置区域であることや、汚染原因者が不明であること、等の利用条件を満たしていない場合が多い他、助成制度を設けている都道府県等が少ないことも利用が進まない要因であると考えられる。

融資制度を設けている自治体は、令和元年度から令和 3 年度で 15 自治体から 13 自治体に減少している。ヒアリングの結果、土壌汚染に関する融資実績はほとんどないことを確認した。また、融資が進まない理由としては審査に時間がかかるといった意見が多かった。

(株)日本政策金融公庫による「環境・エネルギー対策資金」については、長期的な融資になるので継続的な事業活動による返済が前提となっているものの、廃業時でも内容により融資可能な場合がある。

全国石油商業組合連合会による「環境対応型石油製品販売業支援事業」では、「土壌汚染検知検査事業」（給油所の地下埋設タンク又は地下埋設配管からの石油製品等の漏洩を確認する検査費用の一部を補助）に関しては年間約 3000 件の補助実績が確認された。ヒアリングの結果、消防法で年 1 回の点検が義務付けられており、その点検のタイミングや SS（サービスステーション）廃止時が検査契機となっているとのことであり、全国石油商業組合連合会のホームページへの掲載以外に特段利用促進のための働きかけはしていないとのことであった。

融資や助成制度の利用が進まない要因として、審査に時間がかかる以外に、委員からは、融資は事前申請が必要で、対策を開始した後などの事後申請ができないことも原因ではないかとの指摘があった。調査や対策が必要なものの、既存の融資や助成制度の利用条件を満たしていない中小企業も一定数あると推察されるため、更なる経済的支援制度の検討が必要と考えられる。

4. 普及啓発活動

中小事業者にとって、事業操業中に土壌汚染状況調査等が必要となる機会は少ないため、土対法の制度を認知しておらず、土壌汚染対策を経営上の課題として捉えていない事業者も多い。有害物質使用特定施設の廃止時、事業承継時、または土地を売買する際などに土壌汚染状況調査や対策が必要となった場合、総費用を抑えつつ、円滑な土地の利活用等に繋げるためには、操業中から適切な準備・対策等を進めておくことが重要である。本事業では、土壌汚染対策に関する理解促進のためのセミナー（オンデマンド配信）を開催した。

セミナーのテーマは、「土壌汚染対策法に関わる事業の継承」、「土壌汚染地の売買・相続等に関する法制度」、「土壌汚染の対策および汚染地の活用事例」とした。広報方法は、各団体への広報依頼のほか、製造業関連企業 18,683 社に対してもクラウドサービスを用いたダイレクトメールによる広報を 2 月 1 日に実施した。告知動画含めた 3 講演の動画再生回数は計 1,261 であった。

5. その他検討が必要と考えられる課題点

（1）詳細調査（深度方向調査）

今後検討が必要と考えられる事項として、事務局より「詳細調査」を提示した。詳細調査は、基準不適合土壌が存在する範囲や深さなど、汚染除去等計画の作成のために必要な情報を得るために実施されるが、区域指定に関わる土壌汚染状況調査とは異なり、その手法は法令で規定されておらず、ガイドラインでの例示に留まっている。現状、詳細調査はガイドラインの例示に従って実施されるケースが多いが、各サイトの汚染特性（規模、地下水汚染の有無等）を考慮した調査方法が十分に明記されておらず、自治体によって指導や判断が異なるケースもある。委員からは、詳細調査を実施することによる汚染拡散リスクに対する配慮が必要であるといった意見や、自治体が対応に困った事例や対策等をガイドラインに組み込むなど、例示の充実化を環境省に要望してはどうか、との指摘があった。

さらに、深さ方向の調査を行う詳細調査では、単位区画で定義している指定区域規模ではなく、汚染状況（濃度、汚染物質の種類、汚染の深さ等）ごとの検討が必要となる可能性や、対象区画が平坦でない場合など、ガイドラインに例示されていない場合の試料採取深度の設定や、平面方向の絞り込みなどの規定の必要性等が指摘された。

（２）リスクの見える化

土対法では、「盛土」や「封じ込め」等の摂取経路を遮断する対策による汚染土壌の適切な管理を基本としているものの、資産価値や風評被害などの懸念から、汚染を除去するため掘削除去が選択されることが多い。他の措置に比べて費用が高額な掘削除去は、事業者の負担が大きだけでなく、汚染拡散リスクやCO₂排出などの環境負荷も懸念されている。こうした状況を改善するためには、環境リスクを正しく評価、認識することが重要であると考えられ、産業技術総合研究所が開発した GERAS（地圏環境リスク評価システム）などを活用し、リスクの見える化を図ることでリスクに応じた合理的な対策が推進されることが期待される。